

幕藩制後期における大名の財政構造

藤野, 保
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178529>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 11, pp.145-199, 1966-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



幕藩制後期における大名の財政構造

藤野保

目次

- は し が き
- 一 財政危機の進行と領主的対応
- 二 静山による寛政改革とその意義
- 三 財政構造とその特質
- (1) 収入構造
- (2) 支出構造
- 四 総括

は し が き

筆者は、先に「解体期の藩政に関する考察」と題する一文において、「解体期の藩政に関する研究は、単なる財政政策史ないし経済政策史であつてはならず、また明治維新史の前身としてのみ扱うことも不十分といわなければならぬ。江戸時代を独自の性格を有する幕藩体制とみる立場に立つて、解体期幕藩体制研究の一環として、多角的な視角から分析されなければならない」ことを指摘した。

現在、学界は解体期幕藩体制研究の分析視角をめぐつて模索の過程にあるが、そのなかで、領主財政（＝藩財政）の克明な研究が、解体期幕藩体制研究の有力な分析視角であることは多言を要しない。幕藩体制の解体を促進する封建的危機は、まずは領主財政の危機という形で一般的に現象するからである。こうした問題意識にもとづく分析視角

幕藩制後期における大名の財政構造（藤野）

は、すでに戦前からとられており、その代表的成果を土屋喬雄氏の『封建社会崩壊過程の研究』に見出すことができる。

戦後の領主財政（＝藩財政）の研究は、権力内部の問題として、あるいは領主財政の基盤をなす農村構造の分析を通じて、あるいは領内外における商業資本との関連において把えるなど、方法論的にはかなりの進展がみられたが、実証的には戦前の土屋喬雄氏の研究を凌駕するものではなく、何よりもわれわれがここで確認しておきたいことは、領主財政の全貌を明らかにしうるものは、第一義的には藩政史料の分析を通してである、ということである。本稿では、まずこうした基本的立場が堅持される。^③

ところで、土屋喬雄氏の分析視角は、これを要約すると、藩の歳入・歳出の克明な検証にあつたといえよう。そして、その差額としての赤字を藩がいかに克服するか、という財政政策史の立場が堅持され、かつその赤字＝財政窮乏化のなかに封建社会（＝幕藩体制）の崩壊をよみとらうとするものであつた。戦後の領主財政（＝藩財政）の研究のなかにも、この種の系列をみる事ができる。これに対して本稿は、単に歳入・歳出の数的検証にとどまらず、藩の本体制との関連において、藩財政の収入・支出の組織を構造的に明らかにしようとするものである。表題を「藩財政」とせず「大名の財政構造」とした所以である。

戦後の領主財政（＝藩財政）に関するいま一つの分析視角は、これを藩政改革との関連において把えようとする視角であり、その代表的成果を堀江英一氏の編になる『藩政改革の研究』に見出すことができる。封建的危機が領主財政の危機として現象する以上、藩政要路者は危機克服の手段として改革政治＝藩政改革を断行するのであつて、当然の分析視角といえよう。しかし、ここでは財政危機の克服を藩政改革の出発としながら、基本的には「財政窮乏の処理」という視角からではなく、武士階級と農民階級との対立の発展＝階級関係の発展という視角からとらえようとした^④ため、藩政改革の出発とされた財政危機の実態が明らかでなく、したがって、危機を促進した領主財政の全貌が

明らかでなく、藩債の検証とその処理に分析視角が向けられているに過ぎない。総じてこの種の分析視角は、財政危機克服策としての改革政治⇨藩政改革に占める財政改革の意義と実態を究明しようとする視角に欠けているといえよう。

本稿は、藩体制そのものの成立過程で必然化した財政難を、藩権力が幕藩制的秩序の貫徹過程に対応しながら、これをいかに克服して体制整備をおこなうかを出発とし、その後の藩政の推移のなかで顕在する財政難（本稿では国用不足という言葉を使う）を、歴代藩主がいかなる意図と政策をもつて対処したかを論及し、とくに九代藩主松浦清（静山）の藩政改革に焦点をしばつて、改革の意義と内容を究明しながら、財政収入の基盤をなす農村とそれに対する政策との関連において、財政改革そのものの分析をおこない、合わせて収支にわたる財政構造を明らかにすることを目的としている。なお、藩政改革においては、「甲子夜話」で著名な松浦静山を、当然のことながら、ここでは封建領主として把握、改革政治の思想、とくに農民観を明らかにするとともに、改革政治の内容を幕府の寛政改革と比較し、その近似性から、従来の寛政改革論に批判を提起しようとするものである。さらに、財政の収入構造においては、これを貢租収取体系との関連において明らかにし、その財政規模⇨平戸藩一〇万石体制が法定石高であることから、石高制理解に関する一素材を提供するとともに、藩権力による生産高把握がいかにおこなわれ、財政構造といかなる関連を有したかを明らかにしようとしている。

〔註〕

- (1) 藤野保「解体期の藩政に関する考察」（『史潮』八二・八三号）。
- (2) これらの研究史については、畠山次郎「領主財政について」（『明治維新史研究講座』第二巻所収）参照。
- (3) 従来の領主財政（⇨藩財政）の研究は、基本史料として、藩の歳入・歳出を集計した収納帳や支払帳が用いられているが（とくに土屋喬雄氏の研究にみられる）、それらの各項目を構成する数字の実態は極めて不十分にしか明らかになっていない。本稿が基本史料として用いた「国用法典小割別冊」は、「財用法鑑」および「財用法鑑小割別冊」（ともに「松浦史料博物館」所蔵）。

幕藩制後期における大名の財政構造（藤野）

幕藩制後期における大名の財政構造（藤野）

とともに、この点の数字を克明に示したもので、この種の史料では秀逸なもの一つに属する。そのうち「国用法典小割別冊」は、すでに『長崎県史』史料編第二に収録・刊行し、広く学界に提供した。

（4）堀江英一編『藩政改革の研究』一三頁。

一、財政危機の進行と領主的対応

平戸藩の九代藩主松浦清（静山）の作成にかかわる寛政七年の「国用法典」に示された財政構造をみる前に、平戸藩における財政危機の進行状況、およびそれに対する藩権力の対応形態について、簡単に考察しておこう。

平戸藩がその成立の特殊事情にもとづいて、財政難をきたすのはかなり早く寛永末年であった。すなわち、鎖国体制の最終仕上げとしての寛永十八年における蘭館の長崎移転⁽²⁾によつて、初期以来外国との貿易利潤に寄生していた藩財政は、ここで大きな打撃をうけたのである。幕府は蘭館移転の代償として、平戸商人に対し現糸十丸を配分した⁽³⁾が、それは直接的には平戸商人に対する救済策としてとられたものであり、藩財政には何等プラスするものではなかつた。逆に城下町平戸は著しい不賑をきたし、「商売の方便も不自由⁽⁴⁾」となり、寛永二十年には「町屋敷地銭を減し、町役等も被指免⁽⁵⁾」有様となり、この面からも財政難に拍車をかけたのである。しかも、蘭館の長崎移転＝鎖国体制の完成は、それまで西国大名が個別的におこなつてきた外国貿易を幕府が最終的に否定したことを示し、かつそれを幕府の貿易統制下に編入したことを意味するものであった。ここに西国大名は、外国貿易による独自の再生産確保の条件を完全に喪失し、鎖国を契機に統制・掌握された幕府の全国市場に対して連繫・依存していくことになつた⁽⁶⁾。

こうして、外国貿易の中断によつて、再生産確保の条件を喪失し、藩財政に大きな打撃をうけた平戸藩は、藩体制そのものの体制的変容を余儀なくされ、ここで本来的に藩財政の基盤を生産物地代搾取の上におかざるをえなくなり、藩権力の直接基盤をなす蔵入地の拡大とともに、百姓経営数の維持・増大、経営安定性の維持・確保に専念する

ことになった。正保四年に制定された対農民法令がこのことを明確に証明している。これとともに注目されるべきは、藩権力の創出過程で必然化した広汎な家臣団の地方知行制を、ここで一挙に否定する政策を打ち出したことである。⁽⁸⁾そしてそれは、藩財政の基盤を生産物地代搾取に求める政策の主要な一環をなすものであった。しかし、こうした藩権力の主観的意図とはうらはらに、客観的には広汎に存在した給人知行地を一挙に否定し、俸禄制を貫徹させることはできず、その後地方知行否定の客観的条件の進展度に対応する漸進的政策が採用されるに至るのである。

平戸藩が寛永末年に財政難をきたしたいま一つの理由は、寛永三年の大旱魃を契機とするその後の農村の荒廃であり、同十七年には「領分中の牛壺疋も不残様ニ死失、土民とも耕作の方便うしない、荒所も多有之、田畑混乱仕⁽⁹⁾」る状態となった。こうした農村の荒廃、その結果としての年貢率の低下が、既述した蘭館の長崎移転による貿易利潤の中断とあいまって、平戸藩の財政難をいっそう深刻にしたのである。

ここで藩権力は、既述したように藩財政の基盤を生産物地代搾取に求める政策を志向するが、承応元年に至つて向う四年間（明暦元年まで）、「功者」を選んで奉行とし、徹底的な土地調査⁽¹⁰⁾ 総検地を実施し、翌二年には、その結果を記載した「田畑清帳」を作成した。⁽¹¹⁾ この間の事情について「家世統伝」二は、「驗封内田租⁽¹²⁾、定為二十万四千八百九十五石七斗一升⁽¹³⁾、造田畑清帳⁽¹⁴⁾記之」と記し、「山本霜木覚書」は、「明暦二年申年、地の石代無甲乙様ニ等分ニ守立、新高都合拾万四千八百九拾五石七斗壹升ニ相究、四ツ成ノ定免ヲ定置」と説明している。要するに、六万三、二〇〇石を朱印高とする平戸藩は（慶長九年⁽¹⁵⁾）、明暦総検地を画期として総石高一〇万四、八九五石七斗一升二合となり、ここでいわゆる平戸藩一〇万石体制が確立する。明暦総検地における極度の打ち出し強化が理解されよう。

明暦総検地によつて藩権力が把握された総石高は、そのまま「寛文の朱印改め」に際しての平戸藩の高辻⁽¹⁶⁾ となつたが、第一表によつて明らかのように、明暦総検地における四〇%相当の増石は、そのほとんどが新田開発による増石であつたことが解る。領国が固定した近世大名にとつて、新田開発が再生産確保の有力な条件となつたことは平戸藩

第 1 表 各村の朱印高・開発高・村高

郡	村名	朱印高	開発高	合計石高=村高
壹 岐 郡	本宮村	石斗升合 776.632	石斗升合 275.059	石斗升合 1,051.691
	香須村	649.104	905.839	1,554.943
	新城村	697.044	660.507	1,303.551
	箱崎村	1,541.422	340.354	1,881.776
	諸吉村	1,241.028	1,107.400	2,348.428
	河北村	370.542	663.529	1,034.071
	深江村	615.611	429.088	1,044.699
	湯岳村	930.132	374.632	1,304.764
	中之郷村	665.919	788.850	1,454.769
	中国分村	529.047	387.335	916.382
	住吉村	665.303	780.060	1,445.363
	立石村	586.649	662.811	1,249.460
	布気村	547.710	212.647	760.357
	計 (13ヶ村)	9,816.143	7,534.111	17,350.254
石 田 郡	石田村	759.644	1,173.384	1,933.028
	妻之島	2.918	47.419	50.337
	筒城村	489.675	595.183	1,084.858
	池田村	693.493	771.316	1,964.809
	志原村	1,027.887	770.326	1,798.213
	初山村	422.766	129.865	652.631
	津甫浦	157.245	22.083	179.328
	武生水村	990.644	874.069	1,783.718
	渡良村	490.858	809.993	1,300.851
	大島	29.529	93.394	122.923
	桜江村	1,333.521	328.159	1,661.680
	長嶺村	1,114.818	923.210	2,308.028
	有安村	194.151	77.545	271.696
黒崎村	286.708	776.029	1,062.737	
	計 (14ヶ村)	7,912.857	7,391.975	15,304.832
松 浦 郡	平戸村	599.292	1,280.759	1,880.051
	小引村	295.414	176.420	471.834
	大野村	116.436	44.211	160.647
	中野村	405.067	1,043.148	1,448.215
	下方村	1,790.654	789.601	2,580.255
	獅子村	255.255	295.843	551.098
	根獅子村	268.149	35.786	304.935

幕藩制後期における大名の財政構造 (藤野)

幕藩制後期における大名の財政構造（藤野）

松 浦 郡	糸津	屋吉	村	297.767	372.448	670.215
	生	月	村	2,093.316	1,326.613	3,412.929
	多	久	村	1,611.910	984.990	2,596.819
	大		島	140.184	144.306	284.492
	小	値	島	799.465	1,011.670	1,910.135
	野	崎	賀島	2,126.931	1,875.097	4,002.028
	六		島	28.848	56.135	84.483
	納		島	27.451	57.705	85.158
	班		島	39.547	109.138	148.685
	敷	路	島	62.798	154.019	216.817
	大		島	33.408	23.715	57.123
	田	平	村	41.726	80.608	122.334
	上	龜	村	2,486.168	1,488.437	3,974.605
	御	厨	村	142.327	3.490	245.817
	星	鹿	村	2,933.552	1,891.534	4,825.086
	青		島	373.330	476.097	849.427
	志	佐	村	19.273	61.317	80.588
	調	川	村	5,722.317	2,078.131	7,800.448
	平	尾	村	1,152.593	1,306.152	2,458.745
	福		島	12.630		
鷹		島	527.006	475.536	1,002.542	
江	迎	村	839.119	1,099.102	1,938.221	
船	之	村	1,665.001	1,488.751	3,153.754	
佐	々	村	85.963	8.367	94.310	
小	佐	村	2,163.338	1,173.844	3,337.182	
吉	田	村	311.400	121.354	432.754	
相	神	村	1,020.499	800.372	1,820.871	
高	浦	村	7,181.352	1,863.365	9,044.717	
		島	31.514	27.153	58.667	
	計	(36カ村)	37,701.000	24,325.135	62,026.135	
彼 杵 郡	佐世	保	村	979.939	897.361	1,877.300
	日早	宇岐	村	957.988	998.563	1,956.551
	針	尾	村	3,345.206	1,365.391	4,710.597
	指	方	村	599.577	481.083	1,081.407
				387.290	202.093	589.383
	計	(5カ村)	6,270.000	3,944.491	10,214.491	
外に { 彦岐郡のうち新田189石1斗9升3合 { 松浦郡のうち新田 3,345.398				総石高=104,895石7斗1升2合 石田郡のうち新田 38.979 彼杵郡のうち新田1,020.987 計 4,594.557 合計総石高=109,490石2斗6升9合		

〔註〕「山本霜木覚書」による。

とて例外ではなかつた。なお、明暦総検地以降四、五九四石五斗五升七合の開発新田高があつたが、この分は高守外とし、「その者（開発者＝筆者）手柄次第皆もつて作取ニ申付置¹⁴」という措置をとつた。この分を合わせると一〇万九、四九〇石二斗六升九合となる。その後四代藩主鎮信（宗祿 寛永十四―元禄二年）は致仕の際、次男昌に新田一万石を与え、平戸新田藩を創出したが、この場合は物成渡しであつたため、本藩の財政と不可分の關係にあり、その後新田開発による増石は著しく停滞し、平戸藩一〇万石体制は固定したままで後期へ推移し、静山の財政改革における切守元高の基本となる。

こうして、平戸藩では早期におとずれた財政難を、総検地による増石＝生産物地代搾取の強化によつて対処し、それによつて、承応元年から明暦三年までの六年間に、借銀元利一、〇五〇貫を皆済することに成功し、御嗜銀および軍用米等の貯蓄も可能となつた。¹⁵ 藩権力では、明暦元年制定の「家訓」の第十条に、「毎事儉約を用、美麗を不好、¹⁶ 武具・馬具・陣具之外、諸器輕可仕、人馬・金銀・兵糧ニ至迄、分々ニ随ひ相嗜、不時之用に相立候様ニ心懸可申事¹⁷」として、家臣団に対して儉約の励行を命じたのである。しかし、こうした財政状態は長くはつづかず、万治元年の大風および寛文三年の大旱魃によつて、再び農村は荒廢し、延宝三年には国用不足を憂うる状態となつた。¹⁸ この前後より、新田開発による増石、したがつて生産物地代搾取の強化に余り期待がもてなくなつた藩権力は、この年上ケ米奉行を設置し、家臣団に対するいわゆる上ケ米制によつて財政難を補強しようとする政策転換を打ち出した。¹⁹

しかし、上ケ米制は財政難補強の根本的解決策たりえず、遂に貞享三年に至つて、「高百石已下地方ニ而知行相渡候者者、来年々不殘御蔵米ニ而可相渡候²⁰」という先に未解決のまま残された家臣団の地方知行制そのものを否定する政策を打ち出し、蔵米知行への切替えを断行したのである。一〇〇石以下の地方知行制が改革の主目標となつている点はとくに留意さるべき問題で、それは一〇〇石以下の過半を占める下級家臣＝在地給人の地方知行制が改革の主対象となつたことを意味する。²¹ こうして平戸藩においては、明暦総検地による給人知行地の知行権と所持権の分離、所

持権の作人への移行による給知百姓自立の促進、寛文期における地方行政機構の整備による給人知行権の藩権力への吸収、商品作物奨励による小農民自立条件の形成等々、²³⁾ 地方知行制否定の客観的条件の進展度に対応しながら、この期に地方知行制が否定されるに至った。ここに平戸藩においては、生産物地代搾取原則が名実ともに確立し、藩財政は全面的にその上に基礎を築くことになった。

右にみる地方知行制の改革によつて、財政難はかなり緩和されたものと考えられるが、五代藩主棟（雄香 元禄二—正徳三年）は、襲封後二年にして（元禄四年）寺社奉行に任命され、²⁴⁾ 幕政の一翼を担うことになった。棟の幕閣入りは、山内豊明（土佐中村藩主）・加藤明英（下野壬生藩主）らの若年寄就任とあいまつて、外様大名の幕閣任用がこの期にはじめて具体化したものとして注目されるが、棟の寺社奉行就任にともなう江戸定府、そのための臨時支出は、却つて藩財政を圧迫することとなり、寺社奉行を辞任した翌八年には、「御勝手年々御不如意」という事態を招来し、その結果は「年々御借金ニ而被成御相続候」という状態となつた。

こうした事態に対して藩権力は、借金の返済を上ケ米制に求める外方法がなく、上ケ米制と儉約令というのがこの期の政策の中心をなした。この間の事情について「政庁要録」二一は、「右之御勝手故、御大借御物成る御返済不被成候ニ付、来丑年（元禄十年—筆者）を翌寅年迄二年上ケ米増、此上ケ米を以御借金相払、御遣方随分御簡略被仰付、御物成を以何卒御相続之外有之間敷相談にて、相違御聞候処、数年従御家中物成御借り被成候、今度上ケ米相増差上候儀不御本意御迷惑至極思召候得共、御勝手とかく御取統無之上は、可被成様無御座、其通被仰出候」と記している。また、宝永五年制定の「家訓」では、とくに儉約の励行を強調している。²⁵⁾

平戸藩において、国用不足に財政難を積極的に解消しようとしたのは、六代藩主篤信（松英 正徳三—享保十二年）・七代藩主有信（等覚 享保十二—享保十三年）に代つて八代藩主に就任した誠信（安静 享保十三—安永四年）のときであった。幕政でいえば享保改革の後半から田沼期にあたり、幕藩体制は全体として解体期の様相をあらわにし、深刻な

財政難に集中表現される各種の矛盾に如何に対処するかということが幕藩領主の当面した共通の課題であつた。

誠信は、まず寛保二年、五カ年間の儉約令を発するとともに、延享四年、松浦民部・滝川弥一右衛門らの藩政要路者に対し、国用不足を憂えて、「年々国用消耗し、奉行職にある者は為すところを知らない。かつ諸士に給すべき廩米はなく、將に飢餓に及ばんとす。吾甚だ憂う。宜しく城方にて不慮に備うるところの錢穀を出し、もつて危急を濟うべし」と申し渡した。奉行らは上書して謝罪したが、みるべき対策は講じられなかつた。下つて宝暦四年、誠信は松浦兵馬に対し、国用不足のことについて諮問したが、兵馬は処置なしを答えるのみであつた。そこで誠信は広く諸老臣に諮問したが、答えは兵馬と同じであつた。財政危機に際しての藩政要路者の無能諦観振りが理解されよう。誠信は諸老臣を集めて、「汝等すでにその職にあるときは、その責に任せざるをえない。儉約を論ずることなかれ、国家益あるもの、宜しく言葉を尽して申し開すべし」といい渡している。

その後、宝暦六年の大風および翌七年の旱魃等によつて、合計六万八、九八八石余の損害をうけ、財政危機は進行するのみであつた。宝暦十三年、誠信はいよいよ財政改革に着手し、奉行および吟味方・省略方・勘定頭・諸役頭等に、国用不足の対策を講じさせ、翌明和元年には、城源助・近藤丈右衛門らに命じて、同じく諸有司・勘定頭等に対策を講じさせた。⁽³³⁾しかし、ここでも財政危機に対する抜本的な対策は講じられないで誠信は致仕し、本稿で考察の主対象とする九代藩主清（静山）の登場を迎えるのである。ときに安永四年であつた。

二、静山による寛政改革とその意義

静山は誠信の三男政信の子として、宝暦十年江戸に生まれた。⁽³⁴⁾「静山公行実」に「幼精敏強記、好文墨、曉古今」とあるから、それによつて、静山の人となりの一端が理解されよう。晩年「甲子夜話」に示されたその博覧強記振りは、すでに幼少より培われたものと思われる。明和八年、政信の死によつて、一挙に父に代つて祖父誠信の世

子となり、安永四年二月十六日、僅か一六才で九代藩主に就任した。幼少より祖母の久昌夫人に寵愛され、平戸初入部に際しては、「一日敬_二鬼神_一、二日重_二祖宗_一、三日貴_二容恣_一、四日要_二和愛_一、五日却_二貨賂_一、六日剛_二志氣_一、七日保_二年寿_一、八日鑿_二毀誉_一、九日寛_二心性_一、十日務_二慈卹_一」³⁷⁾という訓戒十条を与えられたという。この訓戒十条は、静山の藩政改革に際しての精神的支柱となつた。

静山の藩政改革は、まず、財政危機に際し唯々諾々としてなすところを知らなかつた藩政要路者の更迭_二人事の刷新_一から始められた。第二表がそれを示したものである。この人事の刷新は、平戸初入部の安永四年から着手され、誠信が死去する同八年に至つて頂点に達する。すなわち、一門松浦雅信を輔佐とし、同じく松浦道を当職家老に任じて藩政の中核にすえるとともに、松浦信重・松浦純寿・滝川貞嘉を家老とし、外に滝川延親・城恭寛を当職手付として、静山治下藩政の執行部体制を確立した。³⁸⁾そして、「除_二父子兄弟_一外、不_レ許_二狠出_一入其門_一、以_二嚴_一禁贈賄_一、防_二遏請託_一」³⁹⁾とあるように徹底的な緊縮体制を確立した。

外に、志自岐寛英・小倉教長を郡奉行、熊沢正準・近藤忠盈を勘定奉行、立石久致を勘定目付、吉木正次を勘定役、磯野員修・中山実輝を大目付に任じた。⁴⁰⁾郡奉行・勘定奉行をとくに重視したのは、静山が財政危機に際し、藩政改革の中核に財政改革をすえたことの当然の現われで、財政収入の基盤をなす農村秩序を再編・強化しながら、生産物地代搾取原則を貫徹し、もつて財政収入の確保と計画的な処理に万全を期そうとしたことを示すものである。なお、新執行部体制の確立に前後して、奢侈文弱に流れ収賄贈答をおこなつた山鹿高忠・浅山純方以下の多数の家臣団を処罰した。⁴¹⁾

こうして、新執行部体制が確立したところで、新たに当職方を設置し、家老の月番制を定めて政を聴き、藩政全般を総括することにした。⁴²⁾ ついで同年十一月二十日、藩校維新館を設け、総教・教授・学監・句詭師において、藩士の子弟の教育に当らせた。⁴³⁾ これはいうまでもなく、文武の奨励と振興を目的としたもので、合わせて改革政治の精神的

第 2 表 安永・天明期の藩政要路者

年 代	就 任 役 職 名
安永 4 年	坂本長円・鮎川忠成 → 用人 小田切易将 → 側用人 (家老松浦信由卒す) 豊田忠恒 → 大組頭を兼ねる 滝川貞嘉 → 寺社奉行 森川正直・葉山高紹 → 勘定奉行
同 5 年	滝川貞嘉 → 小姓組頭を兼ねる 長嶺岸右衛門 → 用人 志佐純春 → 勘定奉行 (同 8 年免ず) 安見広次 → 大目付
同 6 年	村尾純尹 → 大目付 (同 8 年免ず) 熊沢正久 → 小姓組頭 山本記起 → 大目付 (同 7 年免ず)
同 7 年	池内光忠 → 用人 志自岐寛英 → 用人 熊沢正準 → 大目付 小田切易将側用人 → 用人
同 8 年	松浦雅信 → 輔佐 松浦 道 → 当職家老 松浦信重・松浦純寿・滝川貞嘉 → 家老 志自岐寛英・小倉教長 → 郡奉行 熊沢正準・近藤忠盈 → 勘定奉行 (忠盈同年免ず) (正準天明元年免ず) 磯野員修・中山実輝 → 大目付 熊沢正也 → 大組頭を兼ねる (家老豊田忠恒致仕す)
同 9 年	真見塚景豊 → 寺社奉行 岡 勝与 → 大目付 服部照元 → 勘定奉行 志自岐寛英 → 旗奉行を兼ねる
天明元年	滝川延親 → 勘定奉行
同 3 年	熊沢正方 → 寺社奉行
同 4 年	浦 定興 → 勘定奉行 三沢正麗 → 側用人 松浦信安 → 家老
同 5 年	真見塚景豊 → 旗奉行を兼ねる 志自岐寛英 → 小姓組頭を兼ねる
同 6 年	天野良忠 → 大目付 浜野順職 → 側用人
同 7 年	真見塚景豊 → 小姓組頭を兼ねる 秋山善方 → 用人 豊田忠正 → 大組頭 小倉教長 → 旗奉行を兼ねる 奥村好昌 → 大目付
同 8 年	熊沢正方 寺社奉行 → 用人 秋山善方 用人 → 勘定奉行

幕藩制後期における大名の財政構造 (藤野)

〔註〕 「家世後伝」 1 による。

支柱にしよととするものであつた。そのため、武芸を嗜み文学を好み道理を弁ずることを目標とした歴代藩主の「家訓」が改めて強調されたが、維新館開講に際して教諭した「文学之儀は士之正業、縦は農之鋤、工之刀鋸、商之宝貨之如し⁽⁴⁾」という言葉に、文治政治家としての静山の面目が躍如として現われている。その後天明三年に至つて維新館を城内に移し、家老の滝川貞嘉を総教とし、新たに教授以下の陣営を整えるとともに、静山自身維新館にのぞんで大学を講じた。⁽⁴⁵⁾

静山の文化活動はなお広汎におよび、安永九年には榮歳と称する書齋を造るとともに、天明四年には修史館を設け、浜野順職・奥嶋正美・園田咸寧らをして修史事業に従事させ、静山自ら総裁となつて、広く天下の書籍を蒐集し、その一部を刊行出版した。⁽⁴⁶⁾これが平戸藩版と称されるものである。

以上、静山襲封初政の安永・天明期の藩政は、改革政治の担い手となる新執行部体制の確立と、維新館の設置にみられる文武の奨励・振興に特色を有するものであり、財政政策としては、楮苗の植付・開墾の奨励等、一部殖産興業政策もみられたが、その中心をなすものは儉約・緊縮を二本立とする冗費節減政策であり、国用不足⁽⁴⁷⁾財政難に対処する具体的・積極的な対策はなお計画・実行されなかつた。そのため、藩政の基盤をなす農村秩序の再編・強化はいうまでもなく、そこにおいて現実⁽⁴⁸⁾に進行しつつある各種の矛盾を阻止することはできなかつた。天明六年および同八年におこつた百姓一揆⁽⁴⁹⁾逃散は、これまでの改革政治に対する下からの抵抗を示すものである。ところが寛政年間に入ると、国用不足⁽⁵⁰⁾財政難に対処する具体的・積極的な対策が計画・実行されるに至るのである。

寛政三年、新たに豊田忠正と松浦信親が家老となり（家老松浦純寿は寛政元年死亡）、これに前後して、城恭寛・井元高峰が勘定奉行に、葉山高紹が寺社奉行に、木村正良・近藤忠盈が大目付に、小倉教長・古川恭重が用人に任命されるなど、⁽⁴³⁾一部執行部体制の入替えがおこなわれたが、寛政四年に至つて、国用不足⁽⁵¹⁾財政難の原因に対する深刻な反省がおこなわれた。その結果「其費最多且急者、莫⁽⁵²⁾如⁽⁵³⁾江戸」という結論がえられた。参勤交代とそれにもなう

幕藩制後期における大名の財政構造（藤野）

江戸藩邸での出費は、諸大名にとつて大きな経済的負担であり、藩財政の窮乏をきたす大きな原因となつたが、平戸藩においては、このことが今深く認識されたのである。

そして、その対策として、「稽考数十年之用度」、會計毎歲所該運資財之數、痛省冗費、務從減節、必使可_レ有_レ余、然後分_レ排其事目、書諸冊、以定歲月節度之數、量_レ其數、以備_レ其資_一」⁵⁰させ、これを「原資」と称した。また、「儲_レ積其年所該運_レ者_一、以爲_レ嗣歲之用度_一」⁵¹させ、これを「後距」と称した。要するに、冗費節減によつて貯えをつくり、費目をつくつて記載し、月ごとの數量を定めるとともに、その年の貯えを次年の用度にする、というものである。そして、不足のときは執政有司を集め、どの費目から補うか、あるいは減省するかを協議させた。「先_レ期而計_レ其數_一、先_レ事而爲_レ之備_一、不_レ侈_レ用以傷_レ財_一」⁵²というのが根本方針であつた。こうして作成されたのがいわゆる「財用法鑑」⁵³である。

ついで寛政七年に至り、領国の財政組織を全面的に改正し、新たに規則を定め冊籍を制定して各局に分配した。「静山公行実」は、このとき「初公（静山筆者）用_レ意於經濟_一」⁵⁴としている。ところが、その結果は「歲入則減_レ於原額_一、歲出則浮_レ於旧度_一、邦用不_レ足、称貸而補_レ之_一」⁵⁵有様となつた。そこで「命_レ有司_一、量_レ入爲_レ出、擲_レ節浮費_一、斟_レ酌旧規_一、以立_レ紀綱_一」⁵⁶たのである。こうして作成されたのがいわゆる「国用法典」⁵⁷であるが、その詳細については次節において検討することとする。

ここに平戸藩においては、永年にわたる国用不足_一財政難に対処する具体的・積極的な対策が計画・実行され、これまでルーズな財政組織が全面的に改められ、収支にわたつて周到な配慮のもとに、計画的な処理がなされるに至つたのである。この期に財政改革が断行された所以は、天明後半に勃発した百姓一揆_一逃散に集中表現される矛盾の激化に対して、藩権力が真剣に立ち向い、従来の儉約・緊縮を二本立とする冗費節減政策のみでは、何等矛盾の解決策にならないことを認識したからに外ならないが、寛政五年の大飢饉⁵⁸、および翌六年の関東諸河川に対する幕府への

手伝普請⁶⁰は、財政難をさらに悪化し、財政組織の全面的な改正を必至としたのである。

こうして、財政改革がいちおう成功するや、静山は、財政収入の基盤をなす都市・農漁村そのものの再建・強化に乗り出し、そこにおいて進行しつつある矛盾の解決に立ち向つていった。同じ七年に制定された「町方仕置帳⁶¹」・「郡方仕置帳⁶²」および「浦方御仕置帳」がこのことを明確に示している。それらの全般についての検討は、本稿の主題から外れるので他に譲ることとし、ここでは「郡方仕置帳」を中心に、平戸藩寛政改革における農村政策について簡単にみておこう。

「公儀御制札之趣、一統堅相守、聊違乱之儀無之様可申付事」にはじまる「郡方仕置帳」は、全一七九条におよぶ詳細な対農民法令で、この種の農民法令では最も詳細を極めるものの一つに数えられる。そして、高守・年貢・運上およびそれに関連する法令が大半を占めており、同仕置帳が財政改革と密接な関連を有することを示している。そのため、「惣而農民之儀は、田畑を受取、五穀を作り、天下之人民を養候故、是を国之本とも申、其職分至而重キ事ニ候」（二条）という農本思想を基盤としながら、「昼夜共、心力を耕作之事ニ尽シ、少も他之念慮無之様可仕」（二条）として極度の勤労を要求し、もつて貢租の完納・増徴を期すことを目的としたのである。

先に明曆総検地のことに触れ、その結果「田畑清帳」が作成されたことをみたが、この「田畑御清帳之儀は、明曆年中御改之節、土地之善悪、出来毛之並を以、高守被仰付」（二二六条）たものであり、「其以後新開発之場所は、新清帳ニ入、古畑より田ニ成候所は、古田清帳に入、切畑も田ニ成候場所は、新田清帳に入、新屋敷取立候節は、新畑清帳に入、前方御定之合並ニ准、類地之高守被仰付」（二二六条）とあるように、寛政改革の土地政策は、明曆「田畑清帳」を基本とし、それに手直しを加えたことが解る。しかし、寛政改革においては、単に米麦を中心とする本年貢の確保・増徴にとどまらず、雑穀を奨励して、米・大麦の代わりに小麦・大小豆・胡麻・辛子を年貢として納めさせるとともに（九条）、年貢納物の外にも、百姓の食糧となる粟・稗・黍・琉球芋等を奨励し（二〇条）、また茶・桑・

麻・楮・はち・棕櫚・きわた・藍・唐胡麻・くち木・黒つつの実・梅檀の実・柿・梨子・密柑・久年母・橙等の樹木を植付させたのである（一一一条）。要するに、貢租収取の対象品目を本年貢以外に拡大するとともに、各種の作物・樹木を奨励して百姓の作得を増加し、もつて百姓自立経営の安定性維持・確保を期したのである。「御所務方を致廉直、百姓を撫育仕候議、御仕置之第一」（九条）とされた。

そして、百姓撫育の具体的方法として、村役人の非道・私曲から百姓を保護するとともに（一四七条）、牛をもたない百姓には、買入資金を貸与して無利三年に上納する方法を講じ（一九条）、火災・風破・水損等で百姓家が被害を受けたときは、竹木を最寄の山から渡すようにし（二〇条）、また三人目の子供からは、産婦養生の費用として米一斗ずつを支給し（二四條）、一家の人口の増加に応じて耕地を増し与えたのである（三五条）。さらに開墾を奨励し、新田開発に際しての鍬下期間を三年から六年に延期するとともに、七年目から検地して土地相応の高を守立て、その半高を年貢として納めさせた（六〇条）。切畑の場合は、「本畑同前之所は四歩一上り、新開畑不宜所は五歩一上り、所に依り作人手柄を以、やしない宜致候所は六歩一上り」（七一条）として、年貢に格差を設け、百姓の勤勞意欲を盛立てたのである。「静山公行実」は、その外の百姓撫育策として、「荒間之地、使民有力者発墾、築堤蓄水、以備久旱、有蝗給海鱈油溉之」とし、その結果について、「既而民有積粟、野無餓殍、物類蕃息、戸口滋殖」と評価している。改革のいちおうの成果が理解されよう。

しかし、同仕置帳の第五条に「農民共致逼迫候は、畢竟耕作之心懸ケ薄ク、徒ニ日を送、米錢を酒食ニ費候故之儀ニ候」とあるように、静山は農民窮乏の本質を十分に見抜いておらず、結局は愚民觀を基盤とするものであり、商品貨幣經濟の農村浸透にともなう農民の階級分化に対しては、「内福ニ有之候者」（上層農民）高利貸的寄生地主が「致困窮候者」（小作貧農層）に、米錢を貸付け、高利の利潤をとることを禁止しただけで（二三條）、「田畑之儀は、惣而作人を極、永代不変様ニ致候得は、紛敷儀も無之、手入等致候儀も、心懸能作人程行届、土地も次第ニ宜敷相成

道理ニ候」(八条)という極めて単純な見方に終始した。平戸藩の田地割替制度は初期以来とられた政策であり、寛政改革においてもこれが実施され(八条)、農民の階級分化を阻止する役目をもたせたが、他方において田畑の売買を認めるという矛盾した規定をおこなつており(一五四条)、かつそれが認められた限り、農民の階級分化を阻止することはできず、したがつて、農民窮乏の根本原因は解決されなかつたのである。ここに寛政改革の限界をよみとることができる。⁽⁶⁴⁾

静山の改革政治は、その後も引続いておこなわれ、寛政十年には、新たに熊沢正方が家老となり、勘定奉行・寺社奉行・大目付・用人等の一部に入替えがおこなわれたが、同十二年には、城門外に薬局を設け、絵宰(侍医)・医生をして窮民の治療にあたらせた。⁽⁶⁵⁾ またこの年、貧農の救済資金として内庫錢三〇〇万を放出し、文化元年には、各村百姓の負債米二六万俵を免除している。⁽⁶⁷⁾ これらの百姓保護・救済策を既述した撫育策と合わせ考えると、平戸藩の寛政改革における農村政策は、幕府の寛政改革における農村政策と極めて近似していたことが理解される。このことは、静山が松平定信の下にあつて幕府の寛政改革の主体勢力を構成した松平信明(三河吉田藩主)と義兄弟にあつてゐることも一因していようが、かつて奈良本辰也氏が提起した東北寛政改革論や、津田秀夫氏の「『農民保護』農村復興策をもつとも強力に推進する必要におかれていた地域は、…：関東・東北の各地方である」とする所論に批判材料を提供するとともに、解体期幕藩制下の寛政段階における諸矛盾の在り方、およびそれに対する領主的対応―寛政改革を、全幕藩制的規模で把え直し再検討することを要請するものである。

これより先、静山は寛政十二年の後半より病にかかり、享和・文化期に入ると、寛政改革の主体勢力となつた藩政執行部にも大きな変化が生じた。かくて静山は、文化三年十一月、病の理由によつて致仕し、世子瀨(観中 文化三年天保十二年)に封を譲つた。⁽⁷¹⁾ 致仕後の静山は、改革政治の前半で示した文化活動に専念し、とくに文政四年十一月には甲子の夜を期して一大著述に入つた。かくて完成したのが著名な「甲子夜話」であり、静山の名はむしろ同書によつ

て遍く知られるに至つたのである。

三、財政構造とその特質

(1) 収入構造

以上のように、静山による平戸藩の寛政改革は、国用不足に財政難に対処するための財政改革を中核とするものであり、そのため、とくに財政収入の基盤をなす農村そのものの再建・強化に乗り出し、百姓自立経営を安定・確保することによつて、貢租の完納・増徴を期そうとするものであつた。では、寛政改革において、財政収入組織に貢租収取体系はどのように確定・整備されたのであろうか。次にこの点について考察することとしよう。

既述した「国用法典」の「凡例」第一条に、「土田之所生、依年有増減、故平均五六年所納之米、以高拾万斛、為切守元高」とあり、明暦総検地で確定した平戸藩一〇万石体制が財政規模の総枠となり、財政改革に際しての切守元高の基本となつてゐることが解る。そして、五・六年の収納米の平均、つまり定免制が採用され、かつ「凡例」第五条に「免有異同、取米四斗至高壹斛中、名之曰四斗免、取米三斗三升至高壹斛中、名之曰三斗三升免、今所立切守高拾万斛之物成米、即亦四斗免也」（点傍筆者）とあるように、免は四ツ免が採用された。したがつて、総高一〇万石に対する物成米は四万石となる。さらに「凡例」第二に「積倉久米次第乾枯而量自減、又或為虫鼠所敗、故就物成米壹斛出米三升、以補其損失、謂之口米、堰堤決壊溝洫溢盈、為土田之害、年年有、故又就物成米壹斛出米六升六合六勺、以供修築之用、謂之闕米」とあり、物成米の外に、物成米一石につき三升の口米と、同じく六升六合六勺の闕米を徴収した。つまり、田方の貢租は次のようになる。

一田高壹石ニ付四ツ物成ニノ

米四斗

口米壹升貳合

但、物成米壹石ニ付三升懸リ

かん米貳升六合六勺

但、物成米三斗入壹俵ニ貳升懸リ⁽⁷⁶⁾

かくして、物成米四万石に對する口米は一、二〇〇石、同じく關米は二、六六六石六斗六升六合七勺となり、三者合わせると四万三、八六六石六斗六升六合七勺となる。これが田方貢租収入の總高であり、財政収入の中核を占める。なお、開發新田地は、既述したように、鍬下期間を三年から六年に延期し、七年目から檢地して土地相應の高を守立て、その半高を口米・關米とともに貢租として徴収したが、これは切守一〇万石の外におかれた。

ところで、田方貢租収入の基本となる高守の算定法は次のようになる。

一田地高守之儀は、土地之善悪を上々一段、上一段、中一段、下一段、下々一段、都合五段二分ケ、左之通高を守可申候、

上々 田壹反
高三石

上 田壹反
高貳石五斗

中 田壹反
高貳石

下 田壹石
高壹石五斗

下々 田壹反
高壹石

幕藩制後期における大名の財政構造（藤野）

右之通、古来より相極候も、必章上々之田地壹坪ニ出来粗壹升貳合と定有之、壹反ニ付、三石六斗、三ヶ二上り米
 壹石貳斗、四ツ物成ニ極候時、高三石ニ当り候故、右之割を以推及、高之守方ヲ定たる事ニ候得は、水旱・風蟲之
 害無之節は、三ヶ一は作人作徳ニ相成候、増而手入を能致、土地相次第ニ宜成行候得は、壹升貳合之出来粗は、貳
 升ニも三升ニも可相成、左候得は、作人共手前ニおゐて、迷惑之筋無之道理ニ候条、右之則りニ不違様、高守可仕
 候、尤土地之善悪次第之差別、右五段ニも限間敷、就其余は、右五段之定を規矩ニ致し、夫より割崩候而、其土地
 相応之高を守候様可相心得事⁷⁶

つまり、田の等級は、上々・上・中・下・下々の五級に分かれ、高守は一反につき、それぞれ上々 \parallel 三石・上 \parallel 二
 石五斗・中 \parallel 二石・下 \parallel 一石五斗・下々 \parallel 一石と確定された。注目されるのは高守の算定法である。例えば上々田三
 石は次のような方法で確定されている。

上々田1坪の出来粗——1升2合

” 1反 ” ——1升2合 \times 300=3石6斗

$\frac{2}{3}$ 上りの上納粗 ——3石6斗 \times $\frac{2}{3}$ =2石4斗

米に直すと上納米 ——2石4斗 \div 2=1石2斗

上納米1石2斗が免4ツ（四ツ物成）に相当するので

その高——1石2斗 \div 0.4=3石となる

上田以下同じような方法で算定されているが、右の算定法によれば、高というものは、一反についての米の法定量
 を示すもので、現実の土地からの総收穫量を示すものでない⁷⁷。このことは、石高制についての従来の所説に対して再
 検討を要求するものである。この法定量に $\frac{2}{3}$ の税をかけ、その税率を四ツ免に相当させて、逆に一反の高を確定
 するのである。既述した「先⁷⁸期而計⁷⁸其数⁷⁸」、先⁷⁸事而為⁷⁸之備⁷⁸」という財政改革の根本方針は、田方貢租収入の基本

となる高守の算定法にも貫徹していたといえる。したがって、農民の取分は $\frac{1}{3}$ ではあるが、高があくまでも法定量であるため、農民が手入をよくして生産力を上昇させると、一反あたりの出来糶_{II}生産高も上昇し、その分だけ農民の取分も増加するわけで、「迷惑之筋無之道理」とされたのである。こうして算定されたのが一〇万石の切守元高であり、したがって、それは寛政段階における平戸藩の総生産高を示したものではなかつた。

なお、『平戸藩法令規式集成』所収の「高守根元之事」によれば、切守一〇万石の算定の根元として次のように説明している。

一右拾万石高ニ御守立之根元は、上之穂_壹ツニ百貳拾粒、中之穂_壹ツニ九拾粒、下之穂_壹ツニ七拾粒、右三段置合、三ツニ割候得は九拾三粒ニ成、拾三株ニ拾三株懸合、_壹坪ニ而百六拾九株也、_壹株ニ五本之積懸ケ候得は八百四拾五本ニ成、是ニ九拾三粒懸テ七八八五と成、是を舛之法六四八二七ニ割、上々_壹反高三石と知る也

上々_壹反高三石 米六俵出来

上 _壹反高貳石五斗 米五俵出来

中 _壹反高貳石 米四俵出来

下 _壹反高_壹石五斗 米三俵出来

下々_壹反高_壹石 米貳俵出来_(俵)

これを数字で示すと次のようになる。

上の穂	1 つ	120粒	計	280粒 ÷ 3 = 93粒
中の穂	1 つ	90粒		
下の穂	1 つ	70粒		
1 坪	13株 × 13株	= 169株		

幕藩制後期における大名の財政構造(藤野)

1 株——5 本

169 株 × 5 (本) = 845 株 (一坪)

93 粒 × 845 (株) = 78, 585 粒 (一坪)

78, 585 粒 ÷ 64, 827 粒 (京州) = 1 升 2 合 1 勺 2 才 (一畝)

つまり、一坪の出来廻が一升二合二勺二才となる。さらに『集成』所収の「田方高守之次第」によれば、これを一反に直して三石六斗（升以下切捨）と計算され、既述した方法と同じ方法で上々田の高三石がえられる。これによつても、高というものは、人為的に算定された法定量であることが解る。なお、「田方高守之次第」は貞享五年に制定されたものであり、また「高守根元之事」に示された高守は、寛政七年に確定された高守に等しい。したがつて、「郡方仕置帳」がいう「古来より相極候」の「古来」とは、少なくとも貞享以前に確定された高守であることが解る。この点、寛政改革の土地政策が近世前期の土地台帳（明暦「田畑清帳」）を基本としていた事実と照合する。

平戸藩においては、近世前期に確定された石高 \parallel 一〇万石体制（明暦総検地によつて藩権力に把握された総石高）が、そのまま固定して法定石高となり（生産高との乖離）、これが田方貢租収入分となつて財政収入の中核を占め、寛政改革においても、それが確定・整備されたのである。そして、その後の新田開発等を中心とする増石分は、切守一〇万石の外におかれて別途収入となり、財政運営がなされた。この別途会計をいかに運営するか、大名財政運営の妙味があつたのであり、寛政改革においては、それが確実に把握され、一般会計の支出項目のなかに組込まれた。

そこで次に畑方高守について考察しよう。同じく「郡方仕置帳」によれば、

一畑地高守之儀は、土地之善悪を一制限ニ、上々村一段、上村一段、上之中村一段、中村一段、中之下村一段、下村一段、下々村一段、都合七段ニ致差別、左之通高を守可申事⁽⁸⁾

とあり、各村が七等級にランクされるとともに、各村とも上々・上・中・下・下々・三下の六級に区分され、第三表

第3表(1) 明暦2年における畑方高守表

	上々村	上 村	上の中村	中の村	中の下村	下の村	下々の村
上々	石斗升 1. 3 5	石斗升 1. 2 5	石斗升 1. 2 0	石斗升 1. 1 5	石斗升 1. 1 0	石斗升 1. 0 5	石斗升 0. 9 5
上	1. 3 0	1. 2 0	1. 1 5	1. 1 0	1. 0 5	1. 0 0	0. 9 0
中	1. 1 2	1. 0 5	1. 0 0	0. 9 5	0. 9 0	0. 8 5	0. 7 5
下	1. 0 0	0. 8 5	0. 8 0	0. 7 5	0. 7 0	0. 6 0	0. 5 5
下々	0. 8 0	0. 7 0	0. 6 5	0. 6 0	0. 5 5	0. 4 5	0. 3 5
下三	0. 5 5	0. 5 0	0. 4 5	0. 4 0	0. 3 5	0. 3 0	0. 2 5

〔註〕「在方記鑑」による。単位は1反。

第3表(2) 寛政7年における畑方高守表

	上々村	上 村	上の中村	中の村	中の下村	下の村	下々の村
上々	石斗升 1. 5 5	石斗升 1. 2 0	石斗升 1. 2 0	石斗升 1. 1 5	石斗升 1. 1 0	石斗升 1. 0 5	石斗升 0. 9 5
上	1. 3 0	1. 1 5	1. 1 5	1. 1 0	1. 0 5	1. 0 0	0. 9 0
中	1. 2 0	1. 0 0	1. 0 0	1. 0 5	0. 9 0	0. 8 5	0. 7 5
下	1. 0 0	0. 8 5	0. 8 0	0. 7 5	0. 7 0	0. 6 0	0. 5 5
下々	0. 8 0	0. 7 0	0. 6 5	0. 6 0	0. 5 5	0. 4 5	0. 3 0
下三	0. 5 5	0. 5 0	0. 6 0	0. 4 0	0. 3 5	0. 3 0	0. 2 5

〔註〕「郡方仕置帳」による。単位は1反。

(2)のように高守された。これを明暦絵検地の際確定された高守(第三表(1))に比較すると、僅かに傍線の部分に変化しているだけで、ほとんど変りなかつたことが解る。畑方高守の場合も田方高守の場合と同様、近世前期に確定された高守が大きな変化をみずに確定された。

以上のような高守の上に、畑方の貢租は次のように規定された。

一畑方年貢之儀、新古之無差別、前々々左之通相定候事、

一畑高壺石ニ付四ツ物成ニノ

米納四斗

夏式ツ四歩

秋壺ツ六歩

口米・かん米懸ケ様田方同前

但、米其外雜穀は、何品ニ而も、相定通、米引之積を以、可相納事⁸²⁾

つまり、田方貢租と同じく四ツ免が採用されるとともに、口米・闕米も田方貢租と同様に徴収された。ただ畑方貢租の場合は、四ツ物成が夏二ツ四歩・秋一ツ六歩という割合で二回に分けて徴収された。また畑方貢租の場

幕藩制後期における大名の財政構造（藤野）

合は五公五民の原則が貫徹され、五公が四ツ物成に相当するように高が決定された。すなわち次の通りである。

一畑方は、作毛半分作人徳分ニメ、残り半分を以、四ツ成上納仕候様、高を極有之候……（下略）⁽⁸³⁾

なお、切畑の場合は、既述したように、年貢に格差を設けて四段とし、次のような方法で貢租を徴収した。

一上畑耆升蒔ニ付

上り米耆升六合 内九合六勺
同六合四勺 秋夏

一中畑耆升蒔ニ付

上り米耆升四合 内八合四勺
同五合六勺 秋夏

一下畑耆升蒔ニ付

上り米耆升貳合 内七合貳勺
同四合八勺 秋夏

一下々畑耆升蒔ニ付

上り米耆升 内六合
同四合 秋夏

一三下畑耆升蒔ニ付

上り米八合 内四合八勺
同三合貳勺 秋夏⁽⁸⁴⁾

つまり、切畑の場合は上々畑がなく、上畑以下五級に区分されたが、貢租の徴収法は本畑と異なり、それぞれ一升蒔についての上納米が決定された。夏秋二回に分けての徴収法は本畑の場合と同様である。

「国用法典」によると、後述するように、家臣団に対する支出は俸禄のなかに、米の外大麦・小麦・大小豆・辛子等

の雑穀が含まれているが、そこでの註に「当_二老万八百拾包式斗老升四合_一米_三三式百四拾三斛式斗老升四合、以_二雜穀_一渡_レ之、附、凡自_二郷方_一納_二大麦_一、用_二米之壹倍式之割_一、給_二之家中_一時、用_二米之壹倍_一、故給知渡之大麦有_二四千八百五拾三斛老斗_一、則須_レ知_二米式百式拾斛七斗四合六勺出_一、此配方亦見_二切守総高之外_一」⁸⁸とあるところから、本畑・切畑の貢租収入分も、開発新田地のそれと同じく、切守一〇万石の外におかれたことが解る。

以上は現物貢租とその収取組織であるが、次に貨幣貢租とその収取組織について考察しよう。

「国用法典」「銀之部」の「凡例」第一条に、「戸口盛衰漁塩得失、無_二年不_レ有上_一、税亦随増減、因視_二五六年所_レ納以定_二切守元高_一」⁸⁹とあり、貨幣貢租も五・六年の徴収額を平均し、切守元高を確定したことが解る。しかるに、藩主が参府滞在するときは国用は減り、逆に在国ときは増すので、切守元高にも年によつて増減があり、「故在_二江戸_一一年、以_二銀千八百式拾七貫三百六拾九匁四分三厘_一、在_レ国年、以_二銀千七百六拾八貫四百五拾式匁五分式厘_一」⁹⁰するごととした。しかし、実際の切守総高は、在國中銀二、〇五六貫八一〇匁三分九厘・参府中銀二、一七七貫二〇〇匁三分九厘となつており、要するに、二、〇〇〇貫を上回る貨幣貢租の収入があつたことが解る。同じく「凡例」の第二条に「若夫非常大役事、則非_二切守之所_レ能_一、須_レ儲_二切守総高外之納銀若切守中年年所_レ残余_一者_甲、以_二充其用_一」⁹¹とあるから、貨幣貢租にも現物貢租と同じく、切守総高以外の収入があつたことが解る。

では、二、〇〇〇貫を上回る貨幣貢租は、いかなる収入品目で構成されていたのであろうか。今収入品目ごとの数量を明らかにする史料に恵まれないが、すでに近世前期早期におとずれた財政難に対処するための方策として、生産物地代搾取の強化策とともに、各種の営業および商品流通に対する課税策を推進し、貨幣貢租の確保・増徴を期したのである。⁹²

『集成』所収の「諸役銀諸運上等」⁹³によれば、貨幣収入品目のおおよそが解るが、「郡方仕置帳」によると、百姓には本役として月薪一二メ（一メ代三分）および茅壘一枚（代七分五厘）⁹⁴、大工・桶屋・木挽には本役として年中七日

二歩（一日一匁八分ずつ）⁽⁹³⁾、鍛冶には本役として銀九匁、染屋には本役として銀七匁五分⁽⁹⁴⁾、それぞれ課している。また百姓以外で田畑を耕作するものには、協間・入内・給人の差別なく、田畑一反につき六分七厘の地役銭を課し、その外茶運上（一斤代一匁五分）⁽⁹⁷⁾・桑葉運上（一石代羽綿一〇匁）⁽⁹⁸⁾・藁運上（田高一〇石につき捷藁一〇束ずつ、一束代一分五厘）⁽⁹⁹⁾等、各種の運上銀を徴収している。

次に町人には本地銭の外浦役銀二四匁を課し、酒屋をはじめとする各種の営業者からは運上銀を徴収し、町船に対しては帆船銀を徴収した⁽¹⁰²⁾。また浦人および漕切の者には本地銭の外本加子銭を課したが、浦人加子役は本役一人銀一九匁五分・半役一人銀九匁七分五厘、漕切役銀は同じく本役一人銀一九匁五分・半役一人銀九匁七分五厘と規定された⁽¹⁰³⁾。四面海に面する平戸藩においては、これらの浦人がおこなう漁業に対する課税は、貨幣貢租収入の主要部分を占め、鯨突運上をはじめ、鯛・鰯・鱈・鮪・鮫・鰯等の各種の漁獲物に対して運上銀を徴収した⁽¹⁰⁴⁾。

そのなかでもつとも重要な意義を有するのは鯨突運上であり、すでに四代藩主鎮信（天祥）は「鯨突御仕置」一〇条を制定し、その第一条に「突鯨之運上、先年辰之年々、一本ニ付、銀子拾五枚宛ニ相定候事」と規定した⁽¹⁰⁵⁾。鯨突運上は近世前期以来、貨幣貢租収入の主要部分を占めたのである。「御役所御手鑑」によれば、

一鯨組当所ニ而仕出候初、寛永三・四年之間、其後段々繁昌仕、当町々七組迄仕出候儀有之、近年鯨組衰微仕段々相止、元禄四辛未年吉村勝六組ニ而終⁽¹⁰⁶⁾

とあり、その後捕鯨業には盛衰がみられたが、後期には耆岐両組（勝本・前目）の外、生月（御崎）・瀬戸・大島・津吉等の各組が活躍しており、そのうち、寛政三年の「瀬戸鯨組御運上銀指引帳」によつて、瀬戸組の運上銀をみると、

成冬か
亥春迄 瀬戸組運上先納

益富又左衛門

一銀三十拾貫目	浦請銀
一銀六十拾貫目	米先納
一銀六十拾貫目	魚先納
一銀百五十拾貫目	油先納
メ銀三百貫目 ⁽¹⁰⁸⁾	

となつており、瀬戸組の運上銀のみで銀三〇〇貫を先納している。これに諸組の運上銀を合わせると膨大な数に達するのであり、鯨突運上が貨幣貢租の主要部分を占めていたことが理解されよう。

鯨突運上について重要なのは、大阪蔵屋敷での蔵米販売代金である。「国用法典」の「大坂蔵方之部」によれば、「売方」として七、一五四石四斗二升七合一勺が計上されており、それがそのまま販売されたとすれば、その販売代金は銀に換算して約四四三貫となる。その外各鯨組に対する「売米」として二、五一九石七斗四升九合五勺が計上されており、これらの蔵米販売代金が鯨突運上について重要な貨幣貢租収入分を構成していたことが解る。

(2) 支出構造

次に支出構造について考察しよう。静岡の財政政策の根本方針は、既述したように、「量_レ入_レ為_レ出、擷_レ節_レ浮_レ費_二、斟_二酌_一旧_レ規_一、以立_二紀_一綱_二」⁽¹¹⁰⁾るところにあつたが、実際の財政支出に際しては、「国用亦率多無_二常_一節_二、故或_二三_一年、或五六年取均_レ之、以立_二其_一限_レ量_二」⁽¹¹¹⁾ることを根本原則とした。すなわち、その年々の収入_レに_レ見_レ合_レわ_レせて支出_レを考_レえるのではなく、過去二・三年ないし五・六年の平均をもつて財政支出の計画を立てたのである。この点、過去五・六年の収納米の平均、つまり定免制を財政収入の根本原則とした事態に照応する。

ところで、財政支出は大きく分けて「給知渡」・「倉米渡」(城下蔵米渡)・「郷方当米」・「書出渡」の四段に分

かれたが、そのうち「給知渡」と「倉米渡」、つまり家臣団へ支出する俸禄と行政的諸経費は「難計_レ其度_二」という理由によつて予備費を計上し、その不足を補うこととした。これを「浮米」という⁽¹¹⁾。また、現物貢租を支出する「倉」(蔵)には「本倉」(本蔵)・「小渡倉」(小渡蔵)・「切米倉」(切米蔵)の三つがあり、それぞれ混同しないように各支出項目のなかに銘記された。さらに、藩主の参府中は国用が減り、逆に在国中は増すという考えから、実際の財政支出、つまり「国用法典」の記載に際しては、「一_レ節目_二而隔_レ年殊_三増減_三、今因每_レ其有_三損益_二節目_甲粘_三折紙_二表_三裏其記_一、翻覆_レ以作_レ別_一」⁽¹⁴⁾という方針がとられた。

では、財政支出は具体的にいかにおこなわれたのであろうか。まず、現物貢租の支出構造より検討することとしよう。なお、とくに断わらない限り、以下の分析に用いる史料(表)は、すべて「国用法典小割別冊」本・末である。

(A) 支出構造 (一) (現物貢租) 第四表の(1)―(5)がすなわちそれを示したものであるが、これは財政支出のいわば総括項目に相当する。そのうち、第四表(1)(米の部(1))は支藩(平戸新田藩||豊後守物成)および嫡子以下家臣団・寺社へ支出する俸禄で、いわゆる「給知渡」の部分である。平戸藩は第一章で述べた知行制度の改革によつて、地方知行は原則として新田給人知行と寺社知行に限られたため、「給知渡」の実態は蔵米知行である。したがつて、表中に「諸給人宛行」・「寺社知行」とあつても、その実態は蔵米知行であつた。

総支出額二万九、六八三石七斗九升九合一勺のうち、中心を占めるのは「諸士俸禄」・「諸給人宛行」(11・13・14項目)で、合わせて一万九、九六八石四斗一升七合一勺となり全体の六七%を占める。その外在府・在京中の諸士に支出する「定府諸士給知」・「在京諸士給知」(10項目)が四〇〇石あり、「役扶持」・「合力米」・「切米」・「役料」(8・9項目)等は合わせて一、五一一石四斗七升一合五勺となる。注目されるのは「嫡子物成」(1項目)と並んで「豊後守物成」(2項目)として支藩に対する財政支出がおこなわれていることである。前者は三、三〇〇石、後者は四、〇〇〇石(知行高一万石に対する四ツ免渡し)であるが、このことは平戸新田藩の場合、本藩から独立して存

第 4 表 (1) 米 の 部 (1)

	項 目	支 出 額	免	渡し蔵
1	嫡子物成	石斗升合勺 *3,300.0000	石 10,000×0.33	本蔵
2	豊後守物成	石斗升合勺 (米) 3,603.5190 (大麦) 180.0000 (大豆) 300.0000 (小麦) 2.1000 (小豆) 0.9000 (辛子) 150.0000 *4,000.0000	10,000×0.4	本蔵
3	雄香寺知行	(米) 54.4320 (大麦) 7.5000 (大豆) 2.4000 (小麦) 0.6000 (小豆) 0.0800 * 60.0000	150×0.4	本蔵
4	先手同前 鉄砲者宛口 新組鉄砲者宛行 与力同心宛行 所々御堂寄付	(米) 12.3140 (大麦) 21.0000 * 22.8140	0.4	本蔵
5	新組弓者宛行 黒島小庄屋・早福 岐・大島・今福 押付足輕宛行 長柄者宛行 寺社知行の中	(米) 56.3790 (大麦) 42.9000 (大豆) 1.2000 (小麦) 1.2000 (小豆) 0.0600 * 79.2808	0.33	本蔵
6	神 祭 米 初 穂 米	* 50.4072	0.33	本蔵
7	正宗寺大豆代米	(大豆) 3.6000 (米) 0.8240 * 2.2000	0.22	本蔵
8	役 扶 持 宛 行 の 中	(米) 861.9312 (大豆) 0.9000 * 862.4606	0.33	小渡蔵
9	合 力 米 切 米 役 料 扶 助 米 正安寺稻荷祭米	(米) 539.5148 (大麦) 188.4000 (大豆) 19.3031 (小麦) 5.7000 (小豆) 0.8826 * 649.0109	0.33	切米蔵

幕藩制後期における大名の財政構造 (藤野)

	項 目	支 出 額	免	渡し蔵	
10	定府諸士給知 在京諸士給知	{ (米) 375.1000 } { (大麦) 49.8000 }	○400.0000	0.4	本蔵
11	諸士俸禄 諸給人宛行 寺社知行	{ (米) 7,665.1222 } { (大麦) 1,518.3000 } { (大豆) 291.8787 } { (小麦) 99.9000 } { (小豆) 13.0450 }	○8,663.4269	0.33	本蔵
12	豊後守預人宛行	{ (米) 30.7909 } { (大麦) 6.6000 } { (大豆) 0.2000 }	34.2085 (内14.4480引)	0.33	本蔵
13	諸士俸禄 諸給人宛行	{ (米) 3,682.5402 } { (大麦) 664.8000 } { (大豆) 120.7875 } { (小麦) 40.5000 } { (小豆) 5.8500 }	○4,313.7152	0.33	小渡蔵
14	諸士俸禄 諸給人宛行	{ (米) 5,761.6408 } { (大麦) 2,173.8000 } { (大豆) 208.5687 } { (小麦) 28.5000 } { (小豆) 4.9230 }	○6,991.2750	0.33	切米蔵
15	浮 高		*255.0000	0.33	本蔵
計		(A) 29,683.7991	(給知渡)		

〔註〕「国用法典小割別冊」による。 *無引。○3歩引。

第 4 表 (2) 米 の 部 (2)

項 目		支 出 額 (在国年)	支 出 額 (在府年)	渡 し 蔵
1	作 諸 扶 持 方 事 諸 切 米 米 方 職 人 飯 米	石斗升合勺 855.5575	石斗升合勺 797.2563	小 渡 蔵
2	材 木 方 諸 扶 持 柏 方 諸 扶 持	280.0089	"	小 渡 蔵
3	鍛 役 人 諸 扶 持 冶 職 人 飯 米	4.1766	"	小 渡 蔵
4	銅料方 諸 扶 持 方	129.4012	89.5762	小 渡 蔵
5	武 具 方 諸 扶 持 方	99.6006	"	小 渡 蔵
6	船 諸 扶 持 方 作 職 人 飯 米 事 方	92.0000	"	小 渡 蔵
7	台 膳 祭 祈 贖 臨 所 贖 臨	262.3063	209.3420 (但し、膳方を省く)	小 渡 蔵
8	奥 諸 諸 扶 遣 台 諸 扶 持	52.5400	"	小 渡 蔵
9	船 諸 扶 持 方 手 加 子 扶 持	763.7016	"	小 渡 蔵
10	維 新 館 諸 扶 持 方	9.1345	"	小 渡 蔵
11	臨 時 本 手 形 渡	629.9000	"	小 渡 蔵
12	志 自 岐 山 樹 光 寺 寺 正 宗 寺 普 門 寺	修 復 料 25.5000	"	本 蔵
13	台 所 莞 方 (大 豆) 41.4471 (小 麦) 27.1808 (白 胡 麻) 17.3866 (辛 子) 21.0000	79.7395	"	小 渡 蔵

幕藩制後期における大名の財政構造(藤野)

	項 目		支 出 額 (在国年)	支 出 額 (在府年)	渡 し 蔵
13	台所 売方	(小豆) 0.7327 (大麦) 4.8000			
14	台 所 用	(大豆) 0.6375 (白胡麻) 0.0623 (小豆) 0.7223	0.9189	0.5423	小渡蔵
15	飼 料	大 豆	183.5156	163.6622	小渡蔵
16	臨 時 合 力	大 麦	44.7000	〃	小渡蔵
17	鼠 切 俵	直 不 足	133.5300	〃	本蔵・小渡蔵 蔵・切米蔵
18	量	不 足	61.1200	〃	本蔵・小渡蔵 蔵・切米蔵
19	浮	米	168.7815	269.7020	小渡蔵
20		〃	100.0645		切米蔵
計			(B) 3,976.1972 (城下蔵米渡)		

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

第 4 表 (3) 米 の 部 (3)

	項 目	支出額(在国年)	支出額(在府年)	渡 し 蔵
1	小 手 形 渡	石斗升合勺 755.1346	〃	小渡蔵
2	郷 普 請 入 目	600.0000	〃	小渡蔵
3	通 行 入 目	142.5606	石斗升合勺 29.6458	小渡蔵
4	三 河 内 焼 物 入 目	89.8094	202.7242	小渡蔵
5	志 自 岐 七 社 祭 礼 入 目	10.6000	〃	小渡蔵
6	田 祈 禱 米	23.4000	〃	小渡蔵
7	郷 方 稻 荷 祭 米	2.5410	〃	小渡蔵
8	佐 々 相 神 浦 新 田 普 請 入 目	153.4400	〃	小渡蔵
9	宿 馬 喰	33.2895	(大豆 56.5995)	小渡蔵
10	〃	5.7914	(大麦 11.5828)	小渡蔵
計	(C) 1,816.5665		(郷方当米)	

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

第 4 表 (4) 米 の 部 (4)

	項 目	支 出 額	渡 し 蔵
1	福 島 物 成 城 付 米	石斗升合勺 442.3900	切 米 蔵
2	大 坂 合 力 米	750.0000	本 蔵
	渡 扶 持 方 米		
	小 遣 米		
3	大 坂 売 方 米	1,688.2535	本 蔵
4	大 坂 売 方	5,111.3904(大豆・小麦・白胡麻・辛子)	本 蔵
5	大 坂 登 米 雜 米	398.0700	本 蔵
	穀 運 賃		
計	(D) 8,390.1039 (書出渡)		

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

$$\begin{aligned}
 & \text{石斗升合勺} \left. \begin{array}{l} \text{物成米} = 40.000.0000 \\ \text{口 米} = 1.200.0000 \\ \text{關 米} = 2.666.6667 \end{array} \right\} \\
 (A) + (B) + (C) + (D) &= \text{米} 43.866.6667 \\
 & \text{石斗升合勺} \\
 \text{切守総高} &= \text{高} 100.000.0000
 \end{aligned}$$

第 4 表 (5) 米 の 部 (5)

	項 目	支 出 額	渡 し 蔵	
1	旅 行 者	石斗升合勺 1,852.9405	*小渡蔵	
	月 銀 米			
	増 高 米			
	増 切 米			
2	大 坂 登 借 船 賃	210.6955	**	
3	大 坂 売 米 足 米	411.7465	***	
4	売 米	2,519.7495	****	
				壱 岐 国 両 鯨 組
				生 属 御 崎 鯨 組
	大 島 鯨 組			
計	4,995.1320			

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

- * 給知高のうち、城付3歩納米をもってあてる。
 - ** 給知渡しの大麦1斗について、米4合5勺5才ずつの出目をもってあてる。
 - *** 臨時納米をもってあてる。
 - **** 切守高10万石以外に、年々納るところの物成米をもってあてる。
- 以上の4口は、何れも切守総高の外におく。

幕藩制後期における大名の財政構造 (藤野)

一米一升六勺六才謂之納一升混則終致粗糲
 今因假以納一升立計
 一包有大小今以納三斗八為壹包
 一免有異同取米四斗于高壹斛中名之曰四斗
 免取米三斗三升于高壹斛中名之曰三斗三
 升免今所立切守高拾萬斛之物歲米即亦四
 斗免也若夫給知高有四斗免有三斗三升免
 有二斗二升免有均免有定免有三步引者有
 無引者悉不辨之則終難知其所渡斛量之實
 因每其節目細書其別以令易分

一國用亦率多無常節故或二三年或五六年取
 均之以立其限量分為給知渡倉米渡備方書
 米書出渡四段然如給知高及倉米渡二段就
 中難計其度因各附浮米豫備之竭
 一倉有本倉小渡倉切米倉之別而其所分屬亦
 各有異同故每節目之傍記其倉名以今勿相
 混
 一在江戶則國用自減歸國則反之故一節目而
 隔年殊增減今因每其有損益節目若折紙表
 裏其記翻覆以作別

高總守切		高拾萬斛	
物成米四萬斛	口米十貳百斛	閔米貳百拾斛并并令言	右三口
米合四萬三千八百拾		比包拾四萬二千貳百貳拾	
斛六斗六升六合七勺		包貳斗六合七勺	

百三十三		三十三	
於本藏渡之	於本藏渡之	於本藏渡之	於本藏渡之
米五百拾石	小豆貳百石	小豆九斗	小豆貳百拾石
後守物成		後守物成	
當		當	

六拾斛		六拾斛	
米拾貳石五斗	大麥七石五斗	小麥二斗	小豆八升
雄倉		寺知	
行		行	
當		當	

七拾九		七拾九	
米五拾石	新組弓	者完行	者完行
當		當	

〔註〕「国用法典小割別冊」の一部（「米之部」）

在したのではなく、したがって、財政的に独立採算制を基調としたものではなく、本藩の財政のなかに含まれ、重要支出項目の一部を構成していたことを示すものであり、幕藩制下における支藩存在形態の典型を示すものである。

ところで、第四表(1)で明らかのように、「給知渡」は蔵米知行のなかに、米の外に大麦・小麦・大小豆・辛子等の雑穀が含まれていることは注目され、それは雑穀を奨励し現物貢租の収取体系のなかに組込んだ寛政改革における年貢増徴策と照応するものであった。「国用法典」は、既述したように「凡自郷方納大麦、用米之壹倍式之割、給之家中一時、用米之壹倍、故給知之大麦有四千八百五拾三斛壹斗、則須知米式百式拾斛七斗四合六勺出、此配方亦見切守総高之外」とし、切守一〇万石の外において本畑・切畑からの貢租収入分は雑穀を、一般会計の支出項目に「給知渡」のなかに組み込み、それに充当する米を逆に切守外として特別会計を計上し、かつ上納麦と支給麦に格差を設け、その出目分を特別会計に加えたのである。ここに静山の財政改革の特色をみることが出来る。また総支出額の中心を占めた「諸士俸禄」・「諸給人宛行」等(表の〇の部分)は「三步引」として、それでも出目を計上し、特別会計に加えた。これを「城付三步納米」という。

以上はすべて物成渡し(免)であるため、現実の給知高を示したものではないが、財政収入の根本原則は四ツ免が採用されながら、給知免の場合は、「有_二四斗免_一、有_二三斗三升免_一、有_二二斗二升免_一、有_二均免_一、有_二定免_一、有_二三歩引者_一、有_二無引者_一」⁽¹⁷⁾とあるように、各種の免が採用され、それぞれの支出項目に応じて第四表(1)のように決定された。また「給知渡」の場合、「本蔵」・「小渡蔵」・「切米蔵」の三つより支出され、予備量である「浮米」は、三ツ三分免で二五五石計上された。

次に第四表(2)(米の部)⁽²⁾は行政的諸経費で、いわゆる「城下蔵米渡」の部分である。後述するように、諸役所の経費は現物貢租と貨幣貢租の双方があるいはその一方で賄われており、また、諸役所の個別項目をみると、本表にない役所の経費が計上されている。したがって、ここに示した「城下蔵米渡」は行政的諸経費のすべてを現わしたもの

ではない。ここでは作事方以下材木方・柚方・鍛冶方・飼料方（厩方）・武具方・船作事方・台所・奥台所・船手・維新館等の役所の経費が計上されている外、臨時本手形渡・諸寺修復料・臨時合力大麦等が計上されている。「浮米」は二項目に分かれ、それぞれ一六八石七斗八升一合五勺（「小渡蔵」と一〇〇石六升四合五勺（「切米蔵」）が計上され、かくて総支出額は三、九七六石一斗九升七合二勺に達する。なお、諸役所へ支出する現物貢租のなかには米の外に雑穀が含まれていること、渡し蔵は「小渡蔵」・「本蔵」・「切米蔵」の三つよりなることは「給知渡」の場合と同様であるが、「城下蔵米渡」の場合は「小渡蔵」が圧倒的多数を占めていた。

次の第四表(3)（米の部③）は「郷方当米」で、藩政の基盤をなす農村の再生産維持費ともいうべき項目である。「小手形渡」（1項目）の七五五石一斗三升四合六勺を筆頭に、「郷普請入目」（2項目）六〇〇石・「佐々相神浦新田普請入目」（8項目）一五三石四斗四升等が重要支出項目を構成する。「田祈禱米」（6項目）は、旱天の際の雨乞い、あるいは五穀豊穡のための祈禱米であろう。「三河内焼物入目」（4項目）として八九石八斗九合四勺を計上しているが、これは藩の陶器業に対する保護育成策を示すものである。かくて総支出額は一、八一六石五斗六升六合五勺に達し、「小渡蔵」より支出された。

第四表(4)（米の部④）は、これまでの支出項目と異なり、主として大阪における蔵屋敷の経費とそこでの蔵米販売に要する支出額である。前者の「大坂渡」（2項目）は「合力米」・「扶持方」・「小遣米」よりなり七五〇石を要している。後者は「大坂売方米」（3項目）と「大坂売方」（4項目）に分かれ、それぞれ一、六八八石二斗五升三合五勺と五、一一一石三斗九升四勺が計上されているが、「大坂売方」は大豆・小麦・白胡麻・辛子より構成されている。その他「大坂登米雜穀運賃米」（5項目）として三九八石七升が計上され、かくて総支出額は「福島物成城付米」四四二石三斗九升を合わせて八、三九〇石一斗三合九勺に達し、四大支出項目のなかで「給知渡」について多数を占めている。渡し蔵は「本蔵」を中心とし、一部「切米蔵」から支出された。

以上、第四表の(1)―(4)の総支出額は、切守一〇万石に対する物成米(四ツ免)に口米・鬮米を加えた現物貢租の総収入額に完全に一致する。つまり、現物貢租の総収入に対応して、総支出の項目が計画・分類され、藩財政が運営されたのである。そして、その中核をなすものは、支藩および家臣団への給与費・行政的諸経費・農村の再生産維持費・蔵米販売費であつた。

これに対して第四表(5)(米の部(5))は、切守一〇万石外のいわゆる特別会計で賄われ、「旅行者」(1項目)の「月銀米」・「増高米」・「増切米」の外、「大坂登借船賃」(2項目)・「大坂売米足米」(3項目)および各鯨組への「売米」(4項目)がその支出項目を構成した。そのうち、1項目は既述した「城村三步納米」、2項目は「給知渡」の大麦に対する出目分、3項目は臨時納米、4項目は切守一〇万石外の物成米をもつて、それぞれ賄われ、かくて総支出額は四、九九五石一斗三升二合に達した。これは切守一〇万石に対する一般会計総支出の一割強に相当する。

以上によつて考えるに、藩政の運営、したがつて財政支出に必要な基本的項目は、切守一〇万石に対する一般会計より支出し、かつ一方においてはこれを補い(「大坂売米足米」など)、あるいは別途の収入(貨幣貢租)を目論んで(各鯨組への「売米」など)特別会計を計上し、もつて国用不足に財政難に対処する計画的な財政運営をおこなつたのである。そこで次に、貨幣貢租の支出構造について検討することとしよう。

(B) 支出構造(二) (貨幣貢租)第五表(銀の部)がすなわちそれを示したものであるが、貨幣貢租の場合は、諸役所の経費をはじめ、江戸・長崎屋敷等の諸経費が一括計上されている。いわば参勤交代にともなう諸経費を含む広義の行政的諸経費である。

そのうち領国における行政的諸経費は、町役所・船手・飼料方(厩方)・馬具方・大納戸・武具方・船作事方・台所・作事方・材木仕入方・鍛冶方・材木方・維新館・銀方・葺物方等の役所の経費が計上されている。これを現物貢租で賄われる諸役所と比較すると、諸役所の経費内容は次のようになる。

第 5 表 銀 の 部

	項 目	支出額(在国年)	支出額(在府年)
1	町役所切守入目	6.000 00	〃
2	船手切守入目	10.000 00	〃
3	銅料方切守入目	33.000 00	〃
4	馬具方切守入目	12.000 00	〃
5	大納戸切守入目	80.000 00	〃
6	武具方切守入目	25.000 00	〃
7	船作事方切守入目	50.000 00	〃
8	台所切守入目	74.370 00	67.260 00
9	作事方切守入目	60.000 00	〃
10	材木仕入方切守入目	28.150 00	〃
11	銀冶方切守入目	18.800 00	〃
12	材木方切守入目	4.500 00	〃
13	維新館切守入目	2.000 00	〃
14	銀方切守入目	75.000 00	〃
15	銀方臨時入目	350.000 00	〃
16	江戸賄金仕出入目	495.000 00	〃
17	江戸切守金仕出入目	100.800 00	〃
18	大坂仕出入目	198.800 00	〃
19	本庄物成代	198.000 00	〃
20	本庄奥切守銀	68.000 00	〃
21	下関東西飛脚賃	2.500 00	(隔年)
22	身付金代	27.600 00	〃
23	奥台所入目	35.230 00	〃
24	亭物方切守入目	30.000 00	〃
25	長崎屋鋪切守入目	6.500 00	〃
26	越前守物成代	12.560 39	〃
27	江戸賄金於大坂兩替不足	53.000 00	〃
28	旅行の面々拝借銀		45.000 00
29	旅行の著買入代		85.000 00
計		2,056.810 39	2,177.200 39
切守 総高		貫 匁 分厘 銀 2,056.810 39	貫 匁 分厘 銀 2,177.200 39

幕藩制後期における大名の財政構造(藤野)

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

(イ) 現物貢租と貨幣貢租で賄われる役所

飼料方(厩方)・船作事方・船手・台所・維新館・武具方・城方・作事方・鍛冶方・材木方・材木仕入方

(ロ) 現物貢租のみで賄われる役所

杣方

(ハ) 貨幣貢租のみで賄われる役所

銀方・馬具方・芋物方・町方・大納戸

以上によつて、(イ)の現物貢租と貨幣貢租の双方によつて賄われる役所が圧倒的に多かつたことが解る。概していえば、現物貢租は各役所の諸役人・職人の扶持米として支出され、貨幣貢租は各役所に必要な資材の購入費にあてられた。

例を示そう。第六表は「国用法典」の総括項目のあとに掲載される諸役所の個別項目のうち船作事方の経費内容Ⅱ支出項目を示したものである。まず、年分切守総高は米九二石・銀三八貫六三五匁となつており、これが「米配」と「銀配」に分類され、それぞれの支出項目と支出額が示されている。そのうち「米配」は、役人・宰料各一名に支出する扶持米が五石四斗八升七合となつており(1項目)、以下「役人交代重扶持」(2項目)・「宰料見習一人扶持」(3項目)・「定小取一人詰扶持」(4項目)・「浦夫二人扶持」(5項目)・「宰料定小取扶持」(6項目)・「船手加子屋扶持」(7項目)・「頭料二人扶持」(8項目)・「職人二人扶持」(9項目)等によつて構成されている。これに対して「銀配」は、釘鉄物・諸材木・諸色・諸油・津具・紙筆墨・竹等の資材の購入費となつており(1項目―7項目)、外に職人の賃銀が含まれている。銀の場合は年分切守総高と実際の支出額は等しいが、米の場合は六石一斗三升三合三勺の支出増である。この場合の不足分については何等説明がないが、「小渡蔵」(「小渡蔵之部」)の総括項目で、「小渡蔵足入」として二、一八八石二斗一升三勺が計上されており、恐らくこの「足入」で補つたものと思わ

第 6 表 船 作 事 方 の 部

幕藩制後期における大名の財政構造 (藤野)

		項 目	支 出 額
米	1	役 人 1 人 } 合 2 人 宰 料 1 人 }	石斗升合勺 石斗升合 5.4870 (日=0.065)
	2	役 人 交 代 重 扶 持	0.7505 (日=0.065)
	3	宰 料 見 習 1 人 扶 持	0.7795 (月10日出勤, 日=0.065)
	4	定 小 取 1 人 詰 扶 持	3.1860 (日=0.009)
	5	浦 夫 2 人 扶 持	5.2320 (年27日休, 日=0.008)
	6	宰 料 定 小 取 扶 持 (臨 時 呼 出)	0.1890 (日=0.009)
	7	船 手 加 子 昼 扶 持	0.1535 (刀指日=0.0025, 1本指日=0.002)
	8	頭 料 2 人 扶 持	7.0800 (日=0.010)
	9	職 人 12 人 扶 持	0.0780 (正月細工初, 1人0.065)
	10	仕 手 頭 料 2 人 } 頭 料 見 習 3 人 } 合 12 人 大 工 5 人 } 桶 屋 1 人 } 木 挽 1 人 }	39.2400 (日=0.010)
	11	諸 職 人 扶 持 (臨 時 呼 出)	24.6729 (日=0.010)
	12	浮 米	11.2849
計			98.1333
銀	1	釘 鉄 物 代	貫 匁 分厘 8.358 73
	2	諸 材 木 代	9.318 48
	3	諸 色 代	0.497 06
	4	諸 油 代	0.067 55
	5	津 貝 代	0.614 56
	6	紙 墨 筆 代	0.216 72
	7	竹 代	0.335 53
	8	銀 払 入 日	0.500 00
	9	定 出 職 人 賃 銀	5.229 00
	10	諸 職 人 賃 銀 (臨 時 呼 出)	3.700 94
	11	浮 銀	9.796 43
計			38.635 00
年分切守			石斗升合勺 米 92.0000
総 高			貫 匁 分厘 銀 38.635 00

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

第 7 表 銀 方 の 部

項 目	支 出 額		
	貫	匁	分厘
1 祈 禱 祭 礼 入 目	3.318		63
2 飛 脚 贈 料	1.478		40
3 城 下 普 請 方 入 目	0.531		20
4 郷 普 請 入 目	6.732		92
5 隣 国 飛 脚 質	2.547		80
6 足 輕 月 銀	3.406		73
7 所 々 勤 者 の 町 宿 質	0.883		22
8 所 々 勤 者 の 小 者 質	1.942		47
9 宿 借 馬 代 質	1.808		50
10 借 船 直 質	0.592		08
11 三 藏 俵 仕 越 入 目	0.274		52
12 組 々 役 行 來 の 駄 子 質	0.142		31
13 長 崎 津 往 加 付 給	0.044		55
14 浦 心 銀	17.859		03
15 合 恩 力 銀	34.787		68
計	76.350		04
外二 (臨 時 入 目)	250.000		00
年 分 切 守	總 高	貫 匁 分厘	銀 76.350 04
	臨 時	銀	250.000 00

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

れる。そして、この「足入」は既述した特別会計で賄われたものと考えられる。

次に(イ)の貨幣貢租のみで賄われる役所のうち銀方(第七表)の経費内容に支出項目を示そう。銀方の年分切守総高は銀七六貫三五〇匁四厘であるが、外に臨時入目として銀二五〇貫が計上されている。この臨時入目については、同

じ寛政七年に制定された「御銀方定格帳」に、次のように説明されている。

一臨時納りと称候銀之儀ハ、鯛見懸ケ運上・江豚運上・鮪網ニ而懸取・鯨運上・鮪網代・在々願木代・家中山札代・払山代・津元拾歩運上・年々未進銀取立・欠所銀等、定物ニ不相成候得共、年々納有

之候……(下略)⁽¹¹⁸⁾

つまり、「定物ニ不相成候得共、年々納有之候」もので、その内容は鯨突運上をはじめとする漁業に対する各運上、寄物・流物代、および木代・払山代等を中心とするものであった。これによつて考えるに、漁業に対する各運上には、定額運上と臨時運上があつたことが解り、この臨時運上が臨時入目の内容をなすものであつた。そして、この臨時入目は、同じ「定格帳」に「都而御困ニ被仰付」とあるように予備費とし、「在浦窮民御救、御家中拝借、牛買銀

幕藩制後期における大名の財政構造(藤野)

「⁽¹²⁰⁾拜借」に放出され、あるいはまた「所々利銀、年賦返弁、旅行之者拜借銀、並直被下銀、欠所方遣、諸役所切守外臨時遣之類」⁽¹²¹⁾に支出された。いわばこの臨時入目は貨幣貢租における特別会計であり、それは寛政改革における農漁民の保護・救済策の資金として利用されるとともに、藩の借金返済資金および家臣団の救済資金にあてられたのである。

ところで、銀方の経費内容に支出項目であるが、第七表で明らかのように、「合力心付菜銭恩銀給銀」（15項目）が三四貫七八七匁六分八厘計上されてもつとも多く、「浦々加子賃」（14項目）の一七貫八五九匁三厘がこれにつき、以下「郷普請入目」（4項目）・「足軽月銀」（6項目）・「祈禱祭礼入目」（1項目）・「隣国飛脚賃」（5項目）等が重要支出項目を構成する。現物貢租の支出構造における「郷方当米」に相当し、それが銀方を通じて支出されたのである。

次に参勤交代にともなう諸経費についてみると、江戸本邸での賄金（「江戸賄金仕出入目」16項目）・切守金（「江戸切守金仕出入目」17項目）、および別邸（本庄屋敷）での物成代（「本庄物成代」19項目）・奥切守銀（「本庄奥切守銀」20項目）等が重要支出項目を構成する。これら参勤交代にともなう江戸藩邸での出費が国用不足に財政難をきたす大きな原因であったこと、そのための対策として、江戸藩邸における財政改革がおこなわれ、その結果寛政四年に「財用法鑑」が作成されたこと等については、すでに指摘したところである。

まず本邸についてみると、賄金・切守金合わせて五九五貫八〇〇匁が計上され、貨幣貢租の支出項目のなかでは最高を占めている。これに「江戸賄金於大坂両替不足」（27項目）を合わせると六四八貫八〇〇匁となる。「財用法鑑」によると、第八表（江戸行本）で明らかのように、本邸での年分惣高は一四、四三〇兩となっており、これを銀に換算すると約八六八貫（一兩≡六〇匁替え）となり、「国用法典」と約二二〇貫の誤差が生ずる。これは「財用法鑑」の

第 8 表 江 戸 行 本

項 目		支 出 額
1	金 蔵 台 大 作 合 浮 繰 家 旅	両 歩 匁 4,900.00
2	方 方 所 戸 方 金 金 金 金 金	3,458.00
3		950.00
4	納 事 力	1,335.00
5		1,453.00
6		1,680.00
7		409.00
8		500.00
9	家 修 理 足	300.00
10	旅 用 金	1,300.00
計		16,285.00
年 分 総 高	後 金	両 歩 匁 14,430.00
	遺 金	14,430.00

〔註〕「財用法鑑小割別冊」による。

場合は、寛政四年の計算であること、さらに藩主の参勤年、つまり在府中の見積りで計算されているので、従者Ⅱ家臣団・その他の経費が加わつたための誤差と思われる。

次に本庄屋敷の場合であるが、物成代・奥切守銀合わせて二六六貫となる。ところが物成代は、第九表（嫡子の部・奥台所の部）で明らかのように、先に第四表(1)（米の部(1)）で考察した「嫡子物成」（1項目）の支出額に一致する。つまり、それを銀で換算したものである。したがって、本庄屋敷の経費は奥切守銀六八貫となるが、第九表によると、奥台所の「銀配」とし

て九九貫が計上されており、これは奥切守銀に第五表23項目の「奥台所入目」三五貫二三〇匁を加えた数字にほぼ等しい。したがって、この両者を合わせた数字が本庄屋敷における実際の貨幣貢租支出額となる。

参勤交代にともなう経費は以上にとどまらない。道中・船中の入用金、つまり交通費がこれに加わる。第五表には「旅行之面々拝借銀」（28項目）として四五貫、「旅行之者買入代」（29項目）として八五貫、それぞれ計上されているが、これは参勤交代による家臣団の財政負担に対する藩の支出を意味するものと思われる。そして、実際の交通費は別項目において詳細に見積られた。第一〇表（付人交代道中船中往来入目積）がすなわちそれを示したものである。

第一〇表の算定の基礎は、(一)銭九六文を銀一匁とする、(二)金一兩を銀六〇匁とする、(三)東海道の片道駄賃は銀一一一匁八分九厘をもつて継馬一匹の代とする、(四)旅籠銭は一日一人二匁三分とし、往来二四日の積りをもつて金数にあ

第 9 表 嫡子の部・奥台所の部

		項 目	支 出 額		
米	1	浮	石斗升合勺 1,650.0000		
	2	遣	米 1,650.0000		
	計		3,300.0000		
配	1	賄	金 貫匁分厘 36.00000		
	2	守	頭 習 師 姓 役 人 方 下 納 戸 理	切 米 心 付 月 銀 増 高 増	
		近			2 人
		医			6 人
		小			2 人
		料			2 人
煮	1 人				
3	相	借	銀	5.04000	
4	定	拜	の	1.51000	
5	石	下	下	41.68800	
計				99.00000	
切守総高			両歩匁分厘 3,300.00000 石斗升合勺 3,300.0000 米にして (1万石×0.33) 貫匁分厘 198.00000 代銀		

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

てる、(甲)船賃は格の上下による荷
床引五歩運賃の割とする、(丙)船中
扶持は一日米七合とし、往来四〇
日の積りをもつて米高を定める、
(乙)米一俵銀一八匁の割をもつて扶
持代金とする、⁽¹²⁾、というものであつ
た。かくて総支出額は四七〇両二
歩一匁八分九厘となつてい
るが、重要なことは特別会計の予備
費から支出していることで、した
がつて、参勤交代に要する交通費
は切守高の外におかれた。

その外、貨幣貢租の支出では、「大坂仕出入目」(18項目)と「長崎屋舗切守入目」(28項目)がある。大阪および長崎屋敷での経費で、前者は一九八貫八〇〇匁、後者は六貫五〇〇匁、それぞれ計上されている。

そのうち、大阪蔵屋敷の経費は、既述したように(第四表(4))、「大坂渡」として現物貢租七五〇石が支出されているが、第一一表(大坂蔵方の部)によると、これは蔵方切守の正米額であつたことが解る。その外の辛子・小麦・大豆・白胡麻を合わせると八〇六石六升三合三勺となる。その外はいわゆる「売方」である。こうして、大阪蔵屋敷も現物貢租と貨幣貢租によつて賄われていたのである。長崎屋敷は貨幣貢租のみで賄われ、年分切守総高は銀六貫四四八匁四分二厘となつており、それが第一二表(長崎屋舗の部)にみるような項目にわたつて支出された。第五表の「長

第 10 表 付人交代道中船中往來入目積 (隔年)

幕藩制後期における大名の財政構造 (藤野)

		項 目	支 出 額			項 目	支 出 額			
(1)	道中往來駄賃銀	1	用 人 2人	7.11271	15	足 輕 6人	5.20300			
		2	表 士 8人	29.30581		16	中 間 5人	4.20750		
		3	小納戸下役 2人	7.11271		計		129.20000		
		4	膳方役人 1人	1.30692	(3)	船中往來船賃	1	用 人 2人	21.00001	
		5	板 前 1人	0.10737			2	近 習 8人	110.20900	
		6	徒 士 10人	12.11125			2	医 師 2人		
		7	坊 主 2人	1.11450			3	料 理 人 1人	9.30900	
		8	足 輕 6人	4.30587			3	小納戸下役 2人		
		9	手 廻 7人				29.30581	4	膳方役人付 1人	4.30300
		10	近 習 8人	7.11271			4	徒 士 目 1人		
		11	医 師 2人	3.21385			5	徒 行 水 士 取 主 10人	25.01200	
		12	料 理 人 1人	0.21477			5	坊 主 2人		
		13	酒 部 屋 1人	0.21477			6	酒 手 部 屋 廻 1人	4.20540	
		14	徒 士 目 付 1人	1.30692	6	手 廻 8人				
		15	行 水 取 2人	2.11421	7	足 手 板 中 輕 廻 前 間 6人	8.20300			
		16	弓 組 手 廻 8人	5.31116	7	手 廻 7人				
		16	中 間 5人	1.30692	計		184.21140			
		計	119.30049			計	184.21140			
(2)	道中往來旅籠銀	1	用 下 人 2人	12.31200	(4)	船中往來扶持方	1	用 下 人 2人	3.21050	
		2	表 下 士 8人	29.20600			2	近 習 8人, 下 24人	16.30300	
		3	小納戸下役 2人	3.21200			2	表 士 8人, 下 24人		
		4	下 膳方役人 1人	1.30600			3	医 師 2人	2.20750	
		5	下 膳方役人 1人	1.30600			3	下 師 8人		
		6	板 前 1人	0.31050			4	料 理 人 1人, 下 2人, 小納戸下役 2人, 下 2人, 膳方役人 1人, 下 1人	2.10675	
		7	徒 士 10人	9.10000			4	徒 士 目 付 1人, 徒 士 10人, 行 水 取 1人, 坊 主 2人, 酒 部 屋 1人, 板 前 1人		
		8	坊 主 2人	1.30600			5	手 廻 15人, 足 輕 6人, 中 間 5人	11.10225	
		9	手 廻 15人	13.30750			5	手 廻 15人, 足 輕 6人, 中 間 5人		
		10	近 習 8人	29.20600			計		36.30000	
		11	下 医 師 2人	9.10000					総 計	470.21189
		12	下 料 理 人 1人	2.30150						
		13	酒 部 屋 1人	0.31550						
		14	徒 士 目 付 1人	0.31050						
14	行 水 取 2人	1.30600								

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

第 11 表 大 坂 蔵 方 の 部

	項 目	支 出	額
1	蔵 方 切 守	正 米	石斗升合勺 750.0000
2	売 方 正 米	代 126貫目	2,100.0000
3	蔵 方 切 守	辛子 石斗升合勺 28.4569	25.8699
4	売 方	{辛子 2,971.5431 代 貫匁分厘 178.29259}	2,701.4028
5	蔵 方 切 守	小麦 石斗升勺 9.521	5.6007
6	売 方	{小麦 890.4788 代 貫匁分厘 35.61915}	523.8111
7	蔵 方 切 守	大豆 石斗升合勺 41.3613	24.3302
8	売 方	{大豆 2,958.6387 代 貫匁分厘 147.93193}	1,740.3757
9	蔵 方 切 守	白胡麻 石斗升合勺 1.1625	1.1625
10	売 方	{白胡麻 88.8375 代 貫匁分厘 5.92250}	88.8375
計			7,961.3904 貫匁分厘 代銀 493.76617

幕藩制後期における大名の財政構造（藤野）

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

崎屋舗切守入目」(25項目)との間に約五二匁の誤差がある。この誤差は「痛省元費」、務従減節」(123)という財政改革の方針によるものと思われる。因なみに、第五表と諸役所の個別項目の年分切守総高を比較すると、諸役所の実際の経費は縮小している額の方が大きい。例えば、既述した船作事方のごときがそれであり(第六表)、銀方の臨時入目のごときは一〇〇貫縮小している。そして、この節減費は「為嗣歳之用度」(124)し、予備費に計上したのである。

四、総括

以上、「国用法典」の分析を通じて、寛政年間における平戸藩の財政構造について考察を加えてきた。ここで一応の総括をしておこう。

平戸藩では、永年にわたる国用不足に財政難に対処するための方策として、九代藩主松浦静山による広汎な藩政改革が実施されたが、その中核をなすものは寛政年間における財政改革であり、江戸・国元にわたって、それまでのルーズな財政組織を全面的に改めながら、計画的な処理を断行するに至った。

第 12 表 長崎屋舗の部

		項 目	支 出 額
銀	1	正 月 松 飾 入 目	貫 匁 分 厘 0.05710
	2	正・5・9 月 祈 禱 入 目	0.28662
	3	公 儀 遣 入 目	0.15575
	4	聞 役 寄 合 入 目	0.23598
	5	屋 舗 地 銭 並 町 方 諸 懸 物	1.49152
	6	稻 佐 陣 場 屋 舗 前 築 地 地 銭	0.37978
	7	駈 付 日 雇 足 留 銀	0.43200
	8	見 廻 の 節 入 目	0.50682
	9	名 代 役 料 目	1.50000
	10	立 宿 謝 礼 入 目	0.08802
	11	人 足 扶 持 米 目	0.18765
	12	飛 脚 賃 入 目	0.19493
	13	臨 時 入 目	0.93225
計			6.44842
年分切守高	総		貫 匁 分 厘 6.44842
			銀

幕藩制後期における大名の財政構造 (藤野)

まず財政収入においては、平戸藩一〇万石体制を切守元高の基本とし、過去五・六年の収納米の平均、つまり定免制(四ツ免)を採用しながら、これに口米・關米を加えた四万三、八六石六斗六升六合六勺を現物貢租の収入に確定し、これを基本として支藩および家臣団への給与費・行政的諸経費・農村の再生産維持費・蔵米販売費等の藩政の運営に必要な支出項目を計画・分類し、これを一般会計として、藩財政の運営にあたった。「先⁽¹²⁵⁾期而計⁽¹²⁶⁾其数⁽¹²⁷⁾」、先⁽¹²⁸⁾事而為⁽¹²⁹⁾之備⁽¹³⁰⁾」というのが財政改革の根本方針であつたのである。そして、開発新田地および本畑・切畑からの貢租収入分(米・雑穀)を切守一〇万

幕藩制後期における大名の財政構造（藤野）

石外として特別会計を計上し、さらに寛政改革におけるいま一つの目標であった年貢増徴策によつて増産された雑穀を貢租収取体系のなかに組み込みながら、家臣団給与費・行政的諸経費の一部にあて、それに充当する米を切守外として特別会計に加え、それをもつて一般会計の不足を補つたのである。

また、貨幣貢租収入においても、五・六年の徴収額を平均して切守元高の基本とし、藩主の在国年と参府年のそれぞれにわたつて切守総高を確定した。そして、ここで確定した二、〇〇〇貫を上回る貨幣貢租の収入品目は、鯨突運上をはじめとする漁業に対する各運上、および蔵米販売代金を中核とするものであり、そのことが具体的に示すように、貨幣貢租収入には、定額収入と臨時収入があり、両者はともに切守総高に包括されながら、現物貢租収入における一般会計と特別会計の機能を果した。そして、現物貢租と同様、一般会計を基本として、藩政の運営に必要な支出項目が計画・分類されたが、貨幣貢租の場合は、国元での行政的諸経費の外、参勤交代にともなう江戸藩邸（本邸・別邸）での生活費および大阪・長崎屋敷の諸経費に支出された。その際、「痛省¹²⁶元費」、¹²⁶「務従減節」。うことを財政支出の基本方針としたが、とくに注目されるのは、参勤交代の際の交通費を切守外としたことで、それによつて、一般会計における支出増の傾向を是正し、藩財政の健全化を期したのである。そして、それは特別会計の予備費から支出されたが、この特別会計は、藩の借金返済資金や家臣団の救済資金の外に、農漁民の保護・救済資金として、寛政改革における農村政策の経済的裏付をなすものであつた。

「国用法典」は、財政支出の総括項目のあとに諸役所の個別項目（第六表・第七表・第一一表・第一二表など）を掲載し、それぞれの詳細な支出項目と支出額を示している。また、江戸藩邸における財政支出を示した「財用法鑑」も、第八表の各項目にわたつて、それぞれ詳細な支出項目と支出額を掲載している。当初はそれらのすべてにわたつて分析する予定でいたが、すでに紙数も超過したので、本稿はこれにて擱筆することとする。

〔註〕

- (1) 藤野保『幕藩体制史の研究』第三篇第二章「平戸藩」参照。
- (2) 村上直次郎訳『出島蘭館日誌』上巻序説三六頁以下、「家世統伝」二（「松浦史料博物館」所収）。
- (3) 「長崎根元記」、中国易直「鎖国の成立と糸割符」（東京教育大学文学部紀要X『史学研究』所収）。
- (4) (5) 「山本霜木覚書」（「松浦史料博物館」所蔵）。
- (6) 藤野保前掲書三〇三—三〇六頁・五二七—五二八頁参照。
- (7) 「正保四年覚」（山口麻太郎編『平戸藩法令規式集成』（以下『集成』と略記する）中巻所収）。
- (8) 「天祥院様御政道覚書」（「霜木覚書記起編」所収）。
- (9) 「山本霜木覚書」。
- (10) 平戸藩の検地は、天正十五年における秀吉の島津征伐後に第一回の検地がおこなわれ、ついで朝鮮の役中（文祿年間）第二回の検地がおこなわれたが、何れも不徹底を免かれなかった。三代藩主隆信（宗陽）の慶長十九年、第三回の検地が計画されたが、キリシタン弾圧のための長崎出兵によって途中で計画が挫折し、その後検地の施行をみることなく明暦の総検地を迎えるのである。
- (11) 「田畑清帳」およびその分析結果については、藤野保前掲書五四〇—五四八頁参照。
- (12) 「平戸分領並老岐嶋田畠惣目録」（「松浦史料博物館」所蔵）。
- (13) 同じ年の寛文四年、鎮信の従弟松浦信貞に今福一、五〇〇石を分封（信貞は旗本となる）したため（「家世統伝」三）、平戸藩の朱印高は六万一、七〇〇石となった。
- (14) 「山本霜木覚書」。
- (15) 「家世統伝」三。
- (16) 「天祥院様御政道覚書」。
- (17) 「政庁要録」九（『長崎県史』史料編第二・『集成』上巻所収）。
- (18) 「山本霜木覚書」・「家世統伝」三。
- (19) 「家世統伝」三。
- (20) 「御意済帳」一。

幕藩制後期における大名の財政構造（藤野）

幕藩制後期における大名の財政構造（藤野）

- (21) 「御意済帳」四。
- (22) ただし、新田給人知行は寺社知行とともに地方知行制が認められた（「御意済帳」四）。
- (23) この点の詳細については、藤野保前掲書五四一―五五四頁参照。
- (24) 「家世続伝」一四。
- (25) 藤野保前掲書四一四頁参照。
- (26) 「政庁要録」二二（『集成』上巻所収）。
- (27) 「政庁要録」二二（『集成』上巻所収）。
- (28) 「政庁要録」一八・「元禄十三辰年ヨリ御書出控・御意済控」（「松浦史料博物館」所蔵）。
- (29) (30) 「家世続伝」七・「用方日記」。
- (31) 「家世年表」二（「松浦史料博物館」所蔵）。
- (32) 「家世続伝」七・「年寄方日記」。
- (33) 「家世続伝」七・「御意済帳」。
- (34) 「家世続伝」七・「家世後伝」（「松浦史料博物館」所蔵）。
- (35) 「静山公行実」（「松浦史料博物館」所蔵）。
- (36) 「家世続伝」七・「家世後伝」一・「静山公行実」。
- (37) (38) 「家世後伝」一・「静山公行実」。
- (39) (43) 「家世後伝」一。
- (44) 「寛政元年己酉春開講之節諸士江申聞留」（「寛政四年壬子冬維新館」所収）。
- (45) (46) 「静山公行実」。
- (47) 「家世年表」二。
- (48) 「家世後伝」二。
- (49) (52) 「静山公行実」・「家世後伝」二。
- (53) 「江都西奥財用法鑑」・「江都東奥財用法鑑」・「財用法鑑小割別冊」（「松浦史料博物館」所蔵）。
- (54) (56) 「静山公行実」・「家世後伝」二。

- (57) 「国用法典小割別冊」(「松浦史料博物館」所蔵、『長崎県史』史料編第二所収)。
- (58) 「家世後伝」二。
- (59) 「寛政六年甲寅関東川々御普請御手伝御公私御入用勘定帳」(「松浦史料博物館」所蔵)。このとき九、〇六九両を公納している。
- (60) 「町方仕置帳」・「郡方仕置帳」(「松浦史料博物館」所蔵、『集成』中巻・「長崎県史」史料編第二所収)、「浦方御仕置帳」(『集成』中巻所収)。
- (61) 「静山公行実」。
- (62) 「静山公行実」。
- (63) 藤野保前掲書五二―五五三頁参照。
- (64) なお「郡方仕置帳」を分析したものに高尾一彦「平戸藩農政の一断面」(京都市大学平戸学術調査団編『平戸学術調査報告』所収)がある。
- (65) (66) 「静山公行実」・「家世後伝」二。
- (67) 「家世後伝」二。
- (68) 津田秀夫「寛政改革」(『岩波講座日本歴史』近世4所収)参照。
- (69) 奈良本辰也『近世封建社会史論』六四―八五頁。
- (70) 津田秀夫前掲論文。
- (71) 「家世後伝」二。
- (72) 「国用法典小割別冊」(『長崎県史』史料編第二所収)三四六頁。
- (73) 「国用法典小割別冊」(『長崎県史』史料編第二所収)三四七頁。
- (74) 「国用法典小割別冊」(『長崎県史』史料編第二所収)三四六頁。
- (75) 「郡方仕置帳」第五七条。
- (76) 「郡方仕置帳」第五六条。
- (77) この点については、すでに高尾一彦氏が前掲論文において、同じようなことを指摘している。
- (78) 「静山公行実」・「家世後伝」二。
- (79) 「高守根元之事」(『集成』下巻所収)一三八―一四〇頁。

幕藩制後期における大名の財政構造(藤野)

幕藩制後期における大名の財政構造（藤野）

- (80) 「田方高守之次第」(『集成』下巻所収) 一四一—一四五頁。
- (81) 「郡方仕置帳」第六九条。
- (82) 「郡方仕置帳」第七〇条。
- (83) 「郡方仕置帳」第八六条。
- (84) 「郡方仕置帳」第七一条。
- (85) 「国用法典小割別冊」(『長崎県史』史料編第二所収) 三四八頁。
- (86) (87) 「国用法典小割別冊」(『長崎県史』史料編第二所収) 三五二頁。
- (88) 藩主の参府中は国用が減り、逆に在国中は増すとしながら、実際の切守総高において参府中の国用が在国中のそれを上回るの
は、前者に「旅行之面々拝借銀」および「旅行之者買入代」の支出項目が加えられているためである。
- (89) 「国用法典小割別冊」(『長崎県史』史料編第二所収) 三五二頁。
- (90) 藤野保前掲書五五一頁参照。
- (91) 「諸役銀諸運上等」(『集成』下巻所収)。
- (92) —(99) 「郡方仕置帳」第七二条—第八〇条。
- (100) 「浦方御仕置帳」(『集成』下巻所収) 一八五頁。
- (101) 「町方仕置帳」第四〇条。
- (102) 「町船之仕置」(「政庁要録」一〇所収)・「諸役銀諸運上等」。
- (103) 「諸職人役銀並運上定之事」(『集成』下巻所収) 一八六頁。
- (104) 「山本霜木覚書」。
- (105) 「鯨突御仕置」(「政庁要録」一〇所収)・「長崎県史」史料編第二所収) 二四二頁。
- (106) 「御役所御手鑑」(平戸市谷村氏蔵)。
- (107) 「安永三年甲午諸納銀御受書控」・「宝暦十年組方納銀指引帳」(長崎県北松浦郡生月町益富氏蔵)。
- (108) 「寛政三年戌冬も亥春迄瀬戸鯨組御運上銀指引帳」(右同益富氏蔵)。(107) (108) の史料は藤本隆士氏の提供による。

第 13 表 (1) 給 知 高 の 部 (1 歳米地行)

幕藩制後期における大名の財政構造 (藤野)

1	嫡子物成	石斗升合 10,000.000	30	庭方支配俸禄	石斗升合 19.886
2	松浦豊後守物成	10,000.000	31	先手組同前組小頭 並鉄砲の者俸禄	4,364.375
3	中井池合力	545.454	32	新組小頭並 鉄砲の者俸禄	175.204
4	串箇崎合力	90.909	33	普請組小頭並 鉄砲の者俸禄	897.869
5	諸士中俸禄	38,270.881	34	物懸小頭並 足軽俸禄	584.679
6	医師画師俸禄	1,584.688	35	手廻小頭並 手廻の者俸禄	740.199
7	与力馬廻俸禄	140.085	36	町奉行支配俸禄	115.926
8	役方馬廻俸禄 役方中小姓	2,143.167	37	諸職人俸禄	125.228
9	表中小姓俸禄	1,251.625	38	三河内細工人俸禄	179.261
10	旅与力中小姓俸禄	104.208	39	作事方支配俸禄	298.352
11	表徒士俸禄	1,134.715	40	長柄の者俸禄	63.000
12	役方徒士俸禄	423.864	41	大納戸支配俸禄	69.049
13	小納戸支配俸禄	149.261	42	所々渡切米	2,178.383
14	勘定場支配俸禄	68.923	43	船作事方支配俸禄	123.242
15	先手組大小頭俸禄 同前組	236.906	44	材木方支配俸禄	239.781
16	新組大小頭俸禄	60.000	45	城方支配俸禄	144.437
17	普請組大小頭俸禄	34.091	46	遠見番人並 隠所番人俸禄	664.889
18	旗の者俸禄	224.432	47	与力組同心 小頭俸禄	201.125
19	船奉行支配俸禄	229.653	48	諸町人俸禄	1,573.124
20	船手内切米	1,704.545	49	隠居並無役者俸禄	22.900
21	堺目方山方 支配俸禄	371.327	50	小使給扶持	167.946
22	料理人俸禄	123.301	51	寺院俸禄	1,516.310
23	武具方細工人俸禄	611.377	52	神社領	292.796
24	彦岐国書役 早岐書俸禄 小値賀押付	54.557	53	松浦豊後守 預人俸禄	103.607
25	坊主小頭坊主俸禄	220.432	54	合力並心付扶助	253.276
26	先手組弓の者俸禄 同前頭	781.250	55	浮高	786.932
27	新組弓の者俸禄	18.182			
28	宗門方支配俸禄	92.707			
29	厩支配並仲間俸禄	1,002.673	計	(A)	87,576.989

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

第 13 表 (2) 給知高の部 (2 地方知行)

1	志岐山・安瀧岳 自安寺・天祥寺	石斗升合 550.000	7	諸士給人新田知行	石斗升合 271.740
2	正 宗 寺	131.299	8	無 促 者 新 田 知行	229.462
3	寺 領 並 屋 舖 取 寺 堂	213.812	9	所 屋 々 舖 付 舖 押 屋	49.200
4	諸 寺 新 田 知 行	74.609		見 の 番 者 付 者 遠 取 郡 取 の 方 の	
5	神 社 ・ 屋 舖 取 司	119.570			
6	神 社 新 田 知 行	11.495	計		(B) 1,651.194

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

地方知行は切守高10万石の外

給知総高 = (A) + (B) = 89.228石1斗8升3合0勺

幕藩制後期における大名の財政構造 (藤野)

- (109) 「国用法典小割別冊」(『長崎県史』史料編第二所収) 四〇七頁。
- (110) 「静山公行実」・「家世後伝」二。
- (111) 一(114) 「国用法典小割別冊」(『長崎県史』史料編第二所収) 三四七頁。
- (115) 「国用法典小割別冊」(『長崎県史』史料編第二所収) 三四八頁。
- (116) 実際の給知高(蔵米知行)を示すと第一三表(1)(給知高の部)のようになり、その総石高は八万七、五七六石九斗八升九合となる。これに対して、地方知行は第一三表(2)(給知高の部)で明らかのように、新田給人知行と寺社知行に限られ、その総石高は一、六五一石一斗九升四合となる。注目すべきは、平戸藩における地方知行は、切守一〇万石の外におかれたことである。したがって、体制的には蔵米知行が貫徹されたことになるが、これは開発新田地を切守一〇万石の外においた土地政策に照応するものであった。
- 第一四表(1)は、給知高(蔵米知行)に対する物成高を免別に計算したものであるが、その結果は二万九、六八三石七斗九升九合一勺となり、第四表(1)の「給知渡」と完全に一致する。同様に地方知行に対する物成高は、第一四表(2)のように五八〇石八斗六升五合六勺となる。

- (117) 「国用法典小割別冊」(『長崎県史』史料編第二所収) 三四七頁。
- (118) 一(120) 「御銀方定格帳」(『集成』下巻所収)。
- (121) 「国用法典小割別冊」(『長崎県史』史料編第二所収) 三五九頁。
- (122) 「国用法典小割別冊」(『長崎県史』史料編第二所収) 三七二頁。
- (123) 一(126) 「静山公行実」・「家世後伝」二。

〔附記〕本稿は、昭和三十九年度文部省科学研究費(各個研究)「解体期の藩政に関する研究」の研究成果の一部である。(一九六五・一一・二三)

第 14 表 (1) 給知高（蔵米知行）に対する物成高

1) 嫡子物成	石斗升合勺 10,000.0000は	3斗3升免渡し	石斗升合勺 = 3,300.0000
2) {豊後守物成} {雄香寺知行}	10,150.0000は	4斗免渡し	= 4,060.0000
3) {先手同前鉄砲者} {与組同鉄砲者} {所力同心宛行}	57.0350は	4斗免渡し	= 22.8140
4) {彼扶持役料筆取切米} {新組同知宛の行中} {寺社・扶米等}	4,973.2110は	3斗3升免渡し	= 1,641.1595
5) 正宗寺大豆代米	10.0000は	2斗2升免渡し	= 2.2000
6) {定府諸士・在京} {諸士蔵米知行}	1,000.0000は	4斗免渡し	= 400.0000
7) {諸士・諸給人・寺社} {蔵米知行}	60,386.7440は	3斗3升免渡し	= 19,927.6256
8) 浮高	1,000.0000は	3斗3升免渡し	= 330.0000
(計)	87,576.9890	×免	= 29,683.7991

〔註〕「国用法典小割別冊」による。

第 14 表 (2) 給知高（地方知行）に対する物成高

1) {志自岐山・安満岳・安} {国寺・天祥寺・その他} {諸寺諸神社、諸士諸給} {人・無促者知行}	石斗升合勺 1,137.3130は	3斗3升免渡し	石斗升合勺 = 375.3132
2) {正宗寺知行、その他寺} {領・屋舖取寺堂、神社} {領・屋舖取者}	513.8810は	4斗免渡し	= 205.5524
(計)	1,651.1940	×免	= 580.8656

〔註〕「国用法典小割別冊」による。